

第八十二回国会 参議院 農林水産委員会 會議録第二号

昭和五十二年十一月一日(火曜日)

午前十時十分開会

委員の異動

十月二十八日

辞任

宮之原貞光君

補欠選任

吉田 正雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

鈴木 省吾君

青井 政美君

初村滝一郎君

山内 一郎君

川村 清一君

相沢 武彦君

委員

北 修二君

久次米健太郎君

小林 国司君

坂元 親男君

田代由紀男君

田原 武雄君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

吉田 正雄君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

喜屋武眞榮君

國務大臣

農林大臣

鈴木 善幸君

政府委員

水産庁長官

岡安 誠君

事務局側

海上保安庁次長

向井 清君

常任委員会専門員

竹中 譲君

説明員

外務大臣官房外務参事官

井口 武夫君

大蔵省国際金融局企画課長

橋本 貞夫君

中小企業庁計画部金融課長

松尾 成美君

海上保安庁警備救難監

山本 了三君

本日の會議に付した案件

○漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る二十八日、宮之原貞光君が委員を辞任され、その補欠として吉田正雄君が選任されました。

○委員長(鈴木省吾君) 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○川村清一君 法案の性質上、質問は事務的なお尋ねが多いと思いますので、ひとつ政府委員の方から主にお答えをいただきたいと思ひます。特に大臣からお答えをいただきたいときには私がお願いいたしますので、そのときに御答弁をいただきたいと思ひます。

この間「漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案参考資料」というものを農林省からいただいておりますので、この参考資料に基づいて若干お尋ねしたいと存じます。

まず、この資料の二ページに「一九七七年のソ連水域における我が国に対する漁船割当隻数」というような資料がございますが、その中で「母船割当隻数二」となっておりますが、この二隻の母船について御説明をまずいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 資料の二ページに、わが国がソ連水域において操業いたします漁船の割り当て総数六千二百五十五とございますが、そのうち母船の二は、北洋イバラの關係の操業を行います母船が二隻ということでございます。

○川村清一君 北洋には間違いないですけれども、「母船二」というのはどういう漁業をやっておる母船なのか、それをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 北洋イバラガニの操業のための母船でございます。

○川村清一君 これは会社はどこですか。

○政府委員(岡安誠君) これは、大洋、日本、極洋その他の大手の水産会社が共同をしてこの操業を行うわけでございます。

○川村清一君 そうすると、日鮮連に所屬する母船式サケ・マス漁業の方の母船、これは二百海里の中に入らないから入らないんですか。

○政府委員(岡安誠君) おっしゃるとおりでございます。

いまして、これはソ連の二百海里内におきます操業する漁船の許可隻数でございますので、サケ・マス関係は今回は二百海里外のみで操業いたしますものでありますから、入っておらないのであります。

○川村清一君 その次に、総計六千二百五十五隻とありますね、協定四條に基づくイシヨフ漁業大臣書簡による。」と。これが昭和五十二年七月八日付五二水海第三五八一号、水産庁長官の通達によりまして、「協定発効から本年末までの漁獲割当量は、総枠で四五・五万トンであり、操業区域は、オホーツク北部、千島、東樺太等七つの水域に限定され、操業隻数は、六、三三五隻に制限されることとなった。」と、こうありますが、六千三百三十五隻ということになっておるはずなのが六千二百五十五となっておるの、これはどういうわけですか。長官でなくてもいいんですよ、答弁するのは。

○政府委員(岡安誠君) 六千二百五十五と申しますのは、ソ連の二百海里水域に出漁いたします漁船の実数でございます。ところが、いま六千三百という数字を申されましたけれども、これは協定四條に基づく書簡によりまして海域、それから漁獲割り当て、トン数、漁具、操業期間、それから船の隻数がございまして、船の隻数の中にはそれぞれ共通をいたしまして、たとえば一定の第一の海域、オホーツク海北部とほかの海域とで共通で出漁ができるというものがございまして。いわば累計が六千三百ということになるわけでございます。

○川村清一君 そういう答弁ならちよつと私も疑義があるのですけれども、別段大きな問題でないですから、そんなその食らいいついては必要もないわけでございますけれども、これは国会審議のために正式に農林省から出された資料でございますし、しかも、一番下の方に「協定四條に基づくイシヨフ漁業大臣書簡による。」というふうに説

明書きがついておつて六千二百五十五隻、ところが今度は協定によつて——そんなことに時間をとつておつてもしょうがないのでございませうけれども、水産庁の長官から五十二年七月八日に出された通達、表書きは「北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」の発効に伴うソ連邦二〇〇海里漁業水域内における操業について」というふうな表題のもとに、時間がないので大事などろだけ読んでゐるわけですが、「協定発効から本年までの漁獲割当量は、総枠で四五・五万トンであり、操業区域は、オホーツク北部、千島、東樺太等七つの水域に限定され、操業隻数は、六三三五隻に制限されることとなつた。」と、きちつと書いておつて、そうして私どもに出された資料には六千二百五十五隻、この数の違いはどうだとお尋ねしたら、何かちよつと私もわからないような答弁なんです、ここは大した問題ではないですけれども、これは国際間の協定によつて決まつたものが数字が違つて、そして国会に出された資料と若干でも数字が違つておるというところはやっぱり疑義があるもので、どうしてこういう違いがあるのかということをお尋ねしてゐるのですから、もっとわかるようにお答えいたしたい。

○政府委員(岡安誠君) どうも、この予算関係資料について注釈が不足していたために、御指摘の私どもの通達と数字が食い違つたことは申しわけなく思つておりますが、先ほど申し上げましたとおり、六千二百五十五隻というのは、ソ連の二百海里水域内に今年中に出漁いたしますが国漁船の実数で六千二百五十五と書いてあるわけでございます、その船の中には一定の海域である特定の魚をとることのほか、ほかの海域に行きましても、海城ごと計算をいたしますと、二重計算になるかっこうになるわけでございます。それ

は、つまり実数じゃなくて延べということになるわけでございます。六千三百五十五の方はいわゆる延べというふうにお考えいただきまして、今回、七七年中にソ連海域に出漁が認められる漁船の実数は、六千二百五十五ということに御了解いただいたらいのではありませんかというふうに思ひます。

○川村清一君 そうしますと、さらにお尋ねしますが、大臣がよく裏作、裏作とおっしゃつておる。よく私もわかつておるんですが、そうしますと、ソ連の二百海里の中に入つて一つの船でも二つ以上の許可を持つておるものは一体何隻ぐらゐるのか、そしてその魚種は、漁業種類は何か、それが出ない、延べ数と実数とがやっぱり食い違ひが照合されないわけですね。この点御説明いたしたい。

○政府委員(岡安誠君) いま裏作関係、六千二百五十五のうちどういふような裏作関係にあるか、その数字はどうかということでございますが、実はいま数字を持つておりませんので、直ちにその御説明をするわけにはまいりませんが、私が申し上げましたのは裏とということではないわけでございます、たとえばある漁船が——今回ソビエトの海域におきましてはオホーツク海北部それから千島、それから北緯五十度以南の千島のオホーツク海側、それから二丈岩、それから北緯五十四度から北緯五十六度まで、東経百四十七度から東経百五十三度までのオホーツク海、それから東樺太、日本海というようにそれぞれ海域が分かれております。それぞれの海域につきましてそれぞれ魚種が決まり、それぞれの海域の魚種ごとの漁船の船が決まり、ところか、ある漁船がある海域のほかで同じ魚種をとるという場合には、そちらの海域のその同じ魚種の入漁の船の数にも加算が計上されております。それを全部合計いたしますと、同じ船が移動してとるという場合には、それぞれの海域に漁船の隻数が計上されておりますので、合計いたしますと延べ隻数になる。しかし、実際に出る船は、この海域からこゝういう海域へ移

動するわけですから一隻ということになり、書簡によるといふ中にその違いが出てきたということでございます。

なお、裏作のことにつきましては、現在資料が手元にございませんので……

○川村清一君 だから、私は長官でなくても、そのほか専門にやられておる政府職員に聞くことだと言つておるんで、余りこゝういふものにこだわつてやるのもどうかと思つたのでございませう。ちよつとやっぱり疑義が晴れないものでございませう。

そうしますと、二百海里で魚をとつておる魚種というものは大体決まつておるわけですね。だから私は、裏作でやつておるといふことを言つておるんでないですよ。大臣がよく裏作、裏作という言葉を使われるんで、それは、サケ・マスをやつておるのが今度はサンマをやるとかといふのはこれは裏作ですよ。そのことを言つておるんでなくて、ソ連二百海里の中で一隻の船がいづゆる権利を二つ持つておる、サケもとる、あるいはカニもとるとかといったように、一隻の船で権利を二つ、許可を二つ与えておる、そういうのがなければこゝういふものが出てこないわけでしょう。実数とそれからあれとは出てこないわけですね。ですから、それはわからないことではないんですよ。あなたの方で一船に対して権利を二つ以上与えておれば、それは重なるわけですから。そういうのがあつていいんですか。

○政府委員(岡安誠君) おっしゃるとおり、そのいわゆる裏とということに当たるかもしれないけれども、イカとサンマとか、イカとカニとかいふような操業を行つておる船があり得るわけでございますけれども、現在この中で何隻がそういう兼業といふんですか、それを行つておるかということにつきましては、申しわけございませんけれども、いまここに、手元に資料がないので御勘弁願ひたいということを申し上げたわけでございます。

○川村清一君 まあ、いいでしょう。まだ、どうも長官も余り自信のないような答弁をしておりま

すから、これ以上は私はお尋ねしませんよ。それでは、この資料の次のページ、三ページをちよつと見てください。この三ページは、海上保安庁資料による「ソ連漁船の拿捕状況」なんです。それで、いままでに日本の二百海里内においてソ連の違反をした漁船が四隻拿捕されておるわけですね。そして違反内容は「操業日誌の一部不記載」といふ、こゝういふ説明がついておるんです。そこで私のお聞きしたいことは、この四隻は、それぞれ保証書を提出、そして担保金を納付して釈放されております。三隻は五十万円ずつ担保金を納付して釈放されておりますが、一隻は保証書だけで釈放されております。これはどういふわけですか。

○政府委員(岡安誠君) お答え申し上げます。これは洋上で検挙いたしました際、相手方に担保金の提供があれば釈放するという通告をいたしました、その担保金がすぐ払えないような場合には、保証書をもつてこれにかゝるといふ暫定的な制度を実施してゐるわけでございます。まず、その保証書というものがしかるべきところから届いてくるということ、その際に、いついつまでに担保金を払うという約束があるわけでございます。いまおっしゃいました四隻目の分につきましても、すでに担保金が支払われております。

○川村清一君 全部支払われてゐるんですか。それじゃ、こゝういふ間違つた資料を出してもらつちや困るね。

○政府委員(岡安誠君) つい最近支払われましたので、これは作成の時点のずれがございませうと思ひますので、御了解願ひたいと思ひます。

○川村清一君 権威ある農林省から出された正式の資料ですから、まじめに見てゐるんですから、きちつと数字まで検討して見てゐるんですから、そういういいかげんな資料を出してもらつちや困りますので、今後御注意ください。

○政府委員(岡安誠君) これはいいかげんではございませんで、この資料の冒頭にもございませうとおり、五十二年八月十六日から十月二十日まで

の、その結果といいますが、状態で資料を作成したものでございまして、いま海上保安庁の方からお話がありましたように、この資料を作成した後担保金の提出があったわけでございます。それは十月三十一日に担保金の提出があったということでございます。

○川村清一君 この法案に直接関係のあるこれは内容でございまして、特にお尋ねしているのは、しからばこの納められた二百萬の担保金というのは、現在どこに保管されているんですか。

○政府委員(岡安誠君) ただいまのところ運輸大臣の口座、日銀に保管という形になっております。

○川村清一君 そうしますと、この法案が成立するとそのお金は国庫に帰属すると、こういうことになるわけですか。

○政府委員(岡安誠君) さようでございます。

○川村清一君 それでは、その次のページの四ページ。これは「ソ連に対する我が国漁船の罰金支払状況」、これはわが方が払った方ですが、ソ連の水域内操業違反、この罰金をとられた違反ですが、これを検討してみたいと、やはり水産庁あるいは保安庁の行政指導に相当手ばかりというか、未熟な点があると私は考えざるを得ない。まず停船命令違反が五件ありますね。無許可、これが二件あるわけですね。こんなのもない話でね。それから禁止区域内一隻、それから、ソ連の領海内に入っている。こんなこともない話で、これは違反でございますね。それから許可証不所持等、これが六件ありますね。これまでは、これはソ連とやかく言うことはできない。これはやはりこちら側の手落ちであります。漁船の手落ち、発効するに際してのわが国のいわゆる水産当局の行政そのものがきわめて不徹底であった、指導に欠けておったと、こう解せざるを得ないんですが、どうですか、御説明を願います。責任はわが方にあるのではないか。

○政府委員(岡安誠君) 確かにこの資料は十月の十五日までの資料でございまして、合計百八件、そのうち操業日誌の関係で罰金を払いましたのが七十八件ということで、これが相当部分を占めているわけでございます。その内容を見てみますと、この七十八件の中で一番多いのが操業日誌の記載漏れということでございまして、

○川村清一君 そこまで聞いていない。○政府委員(岡安誠君) いや、そういうようなことでございまして、やはり操業日誌について厳格に私どもとしましては記入をするように、これは非常に大事なものだからというのを指導いたしたつもりでございまして、割り当ての量をもらいつた範囲内でもって操業をするということになっておりません。したがって、この操業日誌の記載その他につきまして厳格にやるといふ考え方が多少なかつた点もあつたということが一つ。非常にふなれであつたということが一つございまして、

それから、この操業日誌の中には、たとえば封印がないというところで、操業日誌をつづつておりますものには封印がしてないというふうなことで罰金を科せられたということもございまして、これにつきましては、ソ連の場合には非常に操業日誌を大事にいたしまして、これは加除、訂正を許さないというところで、つづりひもの端はこれを表紙に張りつけまして封印をするということが通例でございまして、日本の場合にはそういうふうなことでやるという習慣がなかつた。お互いにそういう習慣の違いがございまして、そういうことに気がつかずいたために罰金を食らつたというふうなことで、いわばお互いのふなれ、それから習慣の違い等がありまして、非常に輕微な違反でございまして、この違反に問われたというものが多くなつたというふうに考えます。

○川村清一君 長官、私はそんなこと聞いていないんですよ、そんなことは。私のお尋ねしていることは、この内容に停船命令違反が五隻ありますね。無許可で二隻出漁している。これは違反でし

よう。禁止区域に入つた違反が一隻ある。それから領海に入つて違反と認められたものが三隻ある。許可証を持たないで出漁しているものが六隻ある。こゝまではこれは明らかに行政指導に責任あるでしようというのを言っているんです。これはつかまえた向こうの方に罪があるのではなくて、つかまへられたこちらの方にミスがあるだろつというのを言っているんです。この責任は水産庁なり保安庁が、行政機関がしるべきものじゃないかということをお尋ねしているんです。何を答えているんだ。しっかり聞いてやってくれ。

○政府委員(岡安誠君) はなはだ申しわけございませんでした。停船命令違反、それから無許可操業等、行政指導に手落ちがあるというふうに実は考えなかつたので、全然見当違いな答弁を申し上げて申しわけないわけでございますが、これは私も当然の話だと実は考えているわけでございます。

もちろん、いままでも外国の取り締まり船によつて取り締まられるという経験が不足していたというところ、特に沿岸の零細の漁民の船につきましてはそういうことが考えられますが、しかし、操業している以上、何か自分の国の、または他国の官憲の船が停船命令を出した場合に、これは停船をしないで逃げたというふうな例がほとんど大部分でございまして、そういうふうなことはまず考えられないことでございますし、今回日ソの間で協定が結ばれて、許可証なくしてはソ連の二百海里内では操業ができないということ、これはまた当然の話でございまして、こういうふうな事案について、もし指導が不徹底であつたということになりますと、私ははなはだ遺憾に思つたわけでございます。それは当然のこととして、それはもう当然のこととして、むしろ先ほど申し上げましたように、操業日誌のことその他細かい事項について

特に注意するようにという指導をいたしたわけでございます。

私も、こういう事案が出たということは、おっしゃるとおりある意味においては意外に思つてゐるわけでございます。こういう全く初歩的な違反は絶滅しなければならぬというふうに考えておりますので、今後、もし私どもの指導がこういう点についても不足しているということであるならば反省をいたしまして、こういうことにつきましても徹底をするようにそれは努力をいたしたいと思ひます。

○川村清一君 当然なこと、こういうことは全く当然なことだ。ですから私は、この当然なことさへ指導できなかった政府の責任を聞いてゐるんであつて、こういうふうなことが二度とないようになつて、これはどんな小さな船であつたって当然なことなんです。協定を結んだ以上はやっぱり秩序をきちつと守るといふ、そういう点が平均して漁民の方には往々あるわけですから、こういう海の秩序という、しかも国際協定で結ばれているこういう約束事は、しっかり守るような指導をきつしてやらねと困ると思ふ。それがあつて、初めてこちらの主張も言うべきことは強く言えるわけですよ。当然守らなければならぬことを守らないで、おいてこちらの主張ばかり言つたところ、そんなものは世間様に通らないわけですから、これはしっかりやつていただきたい。

次に「若かに、稚がにの混獲」とある。これはちよつと疑問があるんですよ。網を張つたら、必ずとらふと思つた魚だけ入るものではないんですよ。これはカニをとるつもりでなくてカニが網にかかるといふことは、こんなことはあり得ること、普通のことで、これを混獲といつて嚴重に処分されるというところは、これは私は間違ひだと思ひますが、こういうことはきちつとこつちの方から言つてやらなければならぬと思ひます。どうですか。

○政府委員(岡安誠君) これはおっしゃるとおり、漁労する場合に混獲というのは往々にあるわ

たとか、それから今度、最初は四万円と言っておったのが、いま金がないと言ったら、何日まで持ったか、途端にそれが十倍にふくれ上がつて五十万持ったか、こいうふうになつてみたり、まあ時間があればこれをみんな読めばわかる。これは後から長官に上げますからよく読んでください。大変なことなんです、これは。しほいに罰金が払えなくて操業ビッチになつて、もう漁業をやめようというものも出てきている。

だから、違反をしたら罰金を取ることはこれはきつと決まっているから、向こうの法律でやられるというこはいたし方ないにしても、あるものは五十万で、あるものは百万で、もつともそれは事犯の相違によつてでしょうけれども、どうも常識では考えられない。たとえば船にカニが十匹あつた、たまたまこれは網にかつておつたんです。網を揚げたらすぐそのカニを海へ放してしまへばよかつたんですが、それをうっかり船の中に揚げておつたんです。そこへ監視官が来て臨検を受けて、カニが十匹あつた。混獲だといふのでちとどこに罰金百万円と、こゝ来る。こゝいうようなことは、違反をしたら罰金を払うのはいいんです、これは。向こうの法律でやられる、それはいいんです。いいんですけれども、それをやつぱり常識内でやつてもらわなければ困る。

しかも、その監督官、取り締まり官の個人の考へ方で全然違ふというふうなことになるれば、これは大変なことですよ。漁師の方には安心して操業もできないでしうし、出るたびに百万円だ、二百万円だといつてお金を用意していかなかつたら、今度は許可証まで持つていかれちゃ。許可証を持つていかれてしまつて、そしてすぐ払へないんですけれども、許可証返してくれるんだけれども、もたもたしておつて、今度は許可証を持たないで出ていつたら、そこをまた臨検を受けたら、今度は許可証所持だといふことでまた罰金を取られる。罰金の二重取り、三重取りががぶさつてくるわけです。そいうふうなことはもう少しきつちとして、何とか常識内で行われるように

ならないものですか。少し弱腰じゃないですか。大臣、どうですか。これは大臣にひとつお聞きします、大臣が決めてきた協定によつてこいうことが出てきているんですから。

○国務大臣(鈴木重幸君) 私に答弁を求められましたので、いままで川村先生から御指摘になりました点を一括して私の考えをお答えをしたいと思います。

先ほど停船命令違反から許可証所持等まで、これはもう初歩的なことであつて当然のことをやつてないと、これは政府の指導が十分でなかつたというおしかりでございます。私もおしかりを受けます、これをとやかく言うものではないでございますが、川村先生もおっしゃる通りに、これはきつめて二百海里時代、向こうがその海域に対する主権の権利を行使する管轄権を持つていてわけでありまして、こいうものは当然のことでございます。二百海里時代の厳しさというものを私も、その厳しさというものを、この実施後まだ日が浅いという点もあるかと思いますが、確かに甘く考へておる点もあるのではないかと、このように思つておる点もございます。今後とも、この点につきましまして、さらに指導の徹底を加えたい。

ちなみに、ソ連の場合どうなつてゐるかとお申しますと、今回モスクワへ参りまして、後段で申し上げるような、基準を明確にせよとかいふんなことから注文をしたわけでありまして、その際明らかになつたことでもありますけれども、ソ連側においては、この違反事故を起こした船長は直ちに下船をさしておるようでございます。そしてその罰金、日本では担保金でございますが、その担保金につきましましては、船長等の月給からこれを棒引きをしまして、これは国で払うべきものではない、おまたちの不注意等によつて起きたこれは事件であるから当然みずからの責任でこれを支弁すべきであると、こいう厳しいやり方をやつておるようでございます。

こいう点を見ましても、ソ連のやり方につき

ましては、いろいろ不満もございますけれども、ソ連側としてはこの二百海里時代の違反事故を起こさないように、また、それに対してはみずから厳しく律してゐる、こいう姿勢であるわけでありまして、わが方としても、そこまではなかなか民間の漁船に対してはできませんけれども、こいう厳しいものであるといふことは十分やはり心得て、二百海里時代に対処して操業していかねばいけません。これがまず第一点でございます。

それから、基準が不明確である。確かに不明確でございますが、この点は、基準をどの国もこれを公表して明らかにしないたてまえになつております。でありますから、その基準がどの辺にあるかといふことは詳細に把握することができません。ただ問題は、同じような事犯が起つた場合に同じような処分を受けておるといふことであればこれは納得がいくわけでございます。しかるところ、どうも同じようなことであるのに罰金の額も大分違ふといふようなことで、取り締まり官なりの監督官なりのある程度の幅を持つて、いふががらもどうもその辺が納得がいかない、こいう点がございます。この点は、今回長期交渉でモスクワへ参りましたわが方の代表から、もう少し基準に照らして納得のいけるようなやり方をやつてほしいといふことを、改善方を強く要請をいたしておるところでございます。

それから、これに関連をいたしましてもう一点申し上げておかなければならぬのであります。この違反を摘発をし取り調べをして罰金を賦課したその調書を、ひとつ漏れなくわが方の漁船に渡してもらいたいといふ要求をしております。と申しますことは、どうもその調書がありませんと政府の方でこれは不当であるといふようなことで正式に抗議をすることがなかなかできない。とか漁船員の方は、まあこの程度のことだつたけれどもこれだけの罰金を取られたと、こくなるわけでございますけれども、それにはやはり調書というものをわが方ですれを受け取る、こいうことを勵行してもらいたいといふことを申し入れをし

ております。これは向こう側でも、ぜひ第一線の取り締まり官に対して徹底をして、今後は調書はその当該漁船に必ずその写しを渡してやるということをや約束をいたしておるようなことでございませう。どうもいろいろやつておると、私も、その違反漁船から聞いておりますことと向こうの調書、これとの間に若干の内容の食い違いがあるような点もあるわけでございます。こいうようなことで調書をぜひ渡してもらいたい、こいうことでございませう。

それから、制度的な問題は、日本は担保金を取りましますけれども、これは刑事手続の進行を担保すると、こいうことで、基本は裁判ですべては決すると、こいうことになつてまがなつております。その出頭命令を受けた日までに来ない場合に担保金は国庫に収納される、こいう仕組になつておりますが、向こうは、ちやうど交通違反のようにながいに行政罰的な処分がなされる。それに対して不服があつて不服の申し立てをした場合に裁判になると、こいう仕組みになつておる、こいう点にも違ひ面がございます。

こいうようなことで、第一線の取り締まり官、監督官の与えられた裁量といふものがあるようでございます。この点は余りに大きなそれには感情的な問題あるいは取り締まりに対して非協力であつたとか、態度が悪いとか、こいうようなこと等で罰金の額が違ふといふようなこともあるようでございます。この点はソ連政府に対して強く申し入れをいたしておるところでございます。

○川村清一君 ただいま大臣からお話のありました第三の点、いわゆる調書を必ず船長に渡し、また、船長がそれを持つてきて、それに基づいてまたいろいろ交渉する余地が残る、そいうふうなこゝろに、なれば大分この問題は解決すると思つて、こゝろに、新聞で承知する以外には方法はないわけですが、私も新聞で承知する以外には方法はないわけですが、ただいま大臣からお話がありましたように、同じような違反行為であつて罰金が全然

違ふ。それは向こうの監督官の恣意によってどうにでもなる。一万ルーブルまで、いわゆる四百万円までは監督官の判断によって科せられるということになった大変なことだと思いますから、それはぜひやっていただきたいし、漁民の方の要望としては、臨検を受けた場合に、でき得れば日本の巡視艇やあるいは監視船から来て立ち会って、そして罰金の調整をしてほしいといったような願ひがあるわけですが、ちょっとこれはこちら側の体制からいってめんどろな点があると思います。が、こうなれば大変好都合だと思うのですが、そういうことはできないものかどうかということが一点。

次に、そういうような逮捕された者の、あるいは罰金を受けて損害を受けた——損害といつても、違反して罰金を科せられたのですから損害といえるかどうかそいつはわかりませんが、あれの適用を受けられないのかどうか。逮捕保険というものがあつたはずですが、この逮捕保険の適用にならないものなのかどうか。ならないとするならば、これらの方を何らかの形で救済する、そういう制度をつくれぬものかどうかということをお考え願ひしますが、これはどうですか。これは大臣にひとつお願いします。

○国務大臣(鈴木善幸君) 御質問の第一点でございますが、海上保安庁の方とよくお話し合ひもしておるわけでありまして、わが方の指導船なり巡視船なりが、そういう違反事故でわが国の漁船が臨検等を行われておる場合にはできるだけそこへ駆けつけて、中へ入って適正な処理ができるように、こういうことが一番望ましいことだと思います。すので、できるだけそういうことにしたい。いすれにしても、とにかく六千隻近い多数の漁船があつた海域で操業しておりますし、まだ早々で、わが方の監視船、取り締まり船の体制も不十分な点もございます。しかし、御指摘のような御趣旨に沿うように、水産庁、海上保安庁でよく協議をいたしまして、できるだけのことをしてまい

るようにいたしたいと考えております。

第二の点につきましては、逮捕保険の適用の問題は、これは逮捕保険が、御承知のように、領海侵犯でありますとかそういうような場合に適用されることとございまして、これは今回のような協定違反というようなこと、しかも自分の不注意等によって起こるような事案でございまして、逮捕保険の適用というぐあいにはまいりません。しかし、何らかの措置を講ずべきだというのが業界の中で大分意見が出てきておりまして、最近の動きとしては、各業種別団体あるいは全体でもって互助的な一つの機関をひとつ自主的につくるうではないかと、こういう機運が出てきております。互助的な制度としてそういうものをつくらう。そういうものができました際には、政府としても、事務費の一部その他政府も助成をしてみたい、このように考えております。

○川村清一君 次に、海上保安庁の方にお尋ねしますが、現在の保安庁の取り締まりの現状、現在の取り締まりの体制がどうなつておるのかということ。そういう巡視船なり、あるいはヘリコプター、飛行機、こういったようなものの配置状況がどうなつておるのかということ。

それから、もちろん現有勢力では足りないと思ふのですが、今後この体制を整備されるためにどのような計画を持っておられるか。時間がありませんので、長々でなく、ちょっとかいつまんで大事なことだけ説明願ひませんか。

○政府委員(向井清君) お答え申し上げます。現在の海上保安庁の船艇、航空機の状態でございますが、三百十隻の船艇、三十五機の航空機を擁しております。それで各般の海上保安業務全般を行つておるわけでございまして、今般、広範な漁業水域における取り締まり業務というものが新たに加つてきたわけでございまして、これに対応いたしますためには、やはり重点的、効率的な運用ということがどうしても必要になります。そのために外国漁船の操業実態というものを十分調査勘案いたしまして、現有勢力の性能等をよく見

きわめた上で、重点的な配備を行つております。

これは、当該海域を所管いたします管区のみならず、他管区からの応援派遣ということも含めまして、重点海域に船艇、航空機を投入しているというところでございまして、一つの例を申し上げますと、道南海域を中心といたします北方海域に常時五、六隻の巡視船を派遣して、全力を挙げて取り締まりに当たつておるということでございまして、それで、現在のところ、このような体制をとつてございまして、先般御指摘のように、今後長期にわたつてこういう体制を維持していく、現有勢力でもってこういう事態に対処していくということには、やはり困難がございまして、急速な整備増強を図るということで、五十二年度から大幅な増強を図つております。

その際、一番大きな要点となりますのは、やはりこのような広範な漁業水域における取り締まりに對して十分な能力を持つていような船艇、航空機、すなわち、ヘリコプター搭載巡視船、総トン数三千二百トンぐらいの新しい船でございまして、これを新しく整備していく。それから、千トン型の新鋭の巡視船というものを大量に整備していく。それから、三十メートルの長さのございまして三十ノットの高速の出ます巡視艇というものを新たに整備していく。それから大型飛行機、中型ヘリコプター等ももちろん監視能力上非常に大きな役割を果たしますので、これも、整備していくということ、すでに五十二年度当初予算、それから情勢の進展に伴ひまして、五十二年度補正予算というものにおきまして相当額計上されました、海上保安庁の船艇、航空機の体制としては一応格段の充実を見つゝあるということでござい

ます。今後の問題といたしましても、いま申し上げたような船艇、航空機につきまして、情勢の推移を見ながら、財政当局とも積極的に折衝を進めて整備を促進していきたい、このように考えておる次第でございます。

○川村清一君 同じような問題で、水産庁の方の取り締まり体制について御説明いただきます。

○政府委員(岡安誠君) 現在、水産庁におきましては、取り締まり船につきましては、官船四隻、それから用船二隻、合計六隻を保有いたしておりますが、これでは不足をしているというふうには私も考えておまして、今年度中にはさらに用船を二隻ふやしたいというふうな思つておりますし、また来年度予算要求におきましては、さらにこの取り締まり船を増加するように努力をいたしたい、かように考えております。

○川村清一君 日ソ暫定漁業協定ができるという審議したときに、ずいぶん減船されるわけでありまして、その減船される船の中には、たとえば北転船のように相当大型の船もあるわけですから、こういうような船をやつぱり二百海里時代に対処して監視船に使つたらどうかという意見等もあつたわけですが、こういう余剰の船をそういう方面に利用するお考えが水産庁としてはあるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(岡安誠君) 私どもも、今回の減船によりまして余剰になる船の活用につきましては、できるだけ努力をいたしたいというふうな考えておまして、その活用先につきましては、新しい漁場を求めて漁場を転換をするということのほか、御指摘のように、今後必要とされます取り締まり船また資源調査船等にはできるだけ、船の性能等によりまして、活用していく方向で、それぞれ予算措置を考えているわけでござい

ます。○川村清一君 海上保安庁の方は、私も質問終つてしまつたから、ほかに質疑要求がなかったらお帰りになつて結構でございます。——ある。ある。そうでございますから……。次に、外務省の方にお尋ねしますが、これも農林省の参考資料によるんですが、一番前の一ページのところで、五月二十三日に第三次国連海洋法會議第六会期がニューヨークで行われましたね。われわれは、ここでいろいろの問題点が解決

されて、二百海里等も含めてこの會議がまとまるものと大きな期待を寄せておりました。と申しますのは、御案内のように、ソ連が一九七七年三月一日から最高會議幹部會令をもって漁業水域二百海里を決定したわけですが、これは暫定的措置であるということを明らかに向こうが言っているわけでありまして、私もモスクワでインコフに聞いたときに、こういう海洋法會議で世界的な、國際的な結論が出て、それに基づいて二百海里を行使するといふことがいわゆる海洋の秩序を守ることになるのである、それが、沿岸国が勝手にどんどん二百海里を宣言するといふことになれば海洋秩序そのものが全く無秩序になる、こういうときに、アメリカあるいはソ連といふこの兩大國が、海洋法會議の決定を待たずに一方的にこういうことをやうしたことはまことに遺憾であるといふことを申し上げました、インコフは、何もソ連から進んでやったわけじゃないんだ、これはアメリカ初めカナダ、そしてEC諸國がやられたのでわれわれもやらざるを得なかったんだ、しかしこれはあくまでも暫定措置であつて、海洋法會議で決定したならばその線に従うんだといふことを明確にうたつてゐるわけですね。

そういうような情勢を踏まえて、私もこのニューヨーク會議といふものの成功を願つておつたんだが、できなかった。そして、また来年の三月に持ち越されたわけですが、第三次國連海洋法會議第七會期に向けて、これはジュネーブで三月二十八日から開かれるわけですが、日本政府としてはどういふ考え方、どういふ態度で臨むのか、その會議でもってまともな問題として努力するのとか、これはきつめて重大な問題です、本当ならば外務大臣にお尋ねしたいところですが、外務大臣がお見えになっておりませんので、対策室長ですか、外務省の担当官の方から責任のあるひとつ御答弁をお聞かせいただきたいと思ひます。

○説明員(井口武夫君) お答え申し上げます。本年の五月から七月に行われました第六會期に

おきまして、やはりなるべく早期に海洋法會議を妥結させたいといふことは参加國すべての希望でございまして、それで、やはり特に深海海底の問題で話がまとまらなかったものから、来年三月月からも一回やろうといふことになって終わつたわけでございますけれども、海洋法會議をやはり包括的な條約をつくることによつて早くまとめたといふことにはコンセンサスがございまして、現に七月の二十日には従来の單一草案をまとめた統一統合草案といふのができたわけでございます、これについて実は今月からいろいろ非公式協議が行われて、来年の三月までにさらに調整したいといふわけでございます。

この日本政府の今後の方針といふことについて御質問がございましたけれども、これについては、關係省庁とさらに今後いろいろ打ち合せていく問題でございまして、その結果がまた閣議にかかるわけでございます、いまこの段階でいろいろな可能性がございまして、はつきりしたことを詳しく申し上げるという段階ではございせんけれども、基本的には、やはり包括的な海洋法條約を一刻も早く成立させたいといふことが、これは間違ひなく日本の利益であるといふふうに考えているわけでございます、現に漁業の問題にいたしましても、これはいまの海洋法條約の草案といふものよりも実は有利な内容のものをつくることはやはりむずかしいといふことでございまして、交渉の時間がかかれば、むしろ後進國から先進國の伝統的な実績といふものを否定するような要求もございまして、いろいろ二國間交渉で入漁權を獲得するために法的な立場といふものが、いろいろこの沿岸國が勝手なことをいたす傾向が出ておりまして、やはり日本は沿岸漁業國であると同時に遠洋漁業國でございまして、その調和を図る観点から、いまの海洋法條約の草案といふものがバランスがとれていふと思ひますから、これをなるべく早く固めたいといふことでござい

ます。それから、大陸だなの問題にいたしましても、

まだ若干議論がございすけれども、こういうものも、従来の方針といふものはやはりいろいろ詰めた結果でございすから、特に方針の変更といふことはしないわけでございます、従来の方針に沿つて海洋法條約を早くまとめるといふことでございす。一番大きな深海海底の問題といふのも、これは後進國の主張はございすけれども、やはり日本の先進工業國としての立場、私企業業の立場といふものを踏まえながら、後進國に必要な援助をして、早くまとめていきたいといふことでございす。

○川村清一君 この問題についての農林大臣の御見解をお尋ねします。

○國務大臣(鈴木善幸君) 深海海底の問題等、まだむずかしい問題が残つておるようでございますけれども、しかし、農林省の立場からいたしますと、今日まで各方面の、各國の意見を集約して統一草案、統合草案が固まつてきておりますので、今後できるだけ早く、来るべき會期において結論が出るように、わが方としても最善の努力を払いたいと思つております。

ただ、その際に、一部の國から出ております河性魚種の問題についての統一草案に対する改定意見、そういう動きがございす。私も、その点には重大な関心を持ちまして対処してまい

所存でございす。

○川村清一君 わかりました。

河性魚種の問題等につきましては、きょうは時間がありませんので触れませんが、いずれ長期協定を締結する際に國會でまたいろいろ議論があると思ひますから、そのときにお尋ねすることにいたします。

そこで、いまお尋ねしたいのは、今度の北洋漁業の取り決めによつて千隻以上の船が減船、休漁されておりますが、これに対して政府がいろいろ補償処置をとつたんですが、この補償処置をとつた概要について、これをひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) まず、今回北洋関係で漁

獲量が大幅に制約をされた關係から、千二十五隻に及ぶ減船をしなければならぬといふことになつたわけでございます。減船關係の救済対策についての御質問でございすので、その点につきまして申し上げます。

まず、政府といたしましては、六月の二十一日に閣議了解をいたしまして、漁業者に対する救済の基本的な方針を決めたわけでございます。それに従ひまして、まず減船漁業者に対して政府交付金を交付するといふことにいたしまして、これはすでに八月に予備費をもちまして、総額七百九十七億円の支出を決定をいたしております。現在、それぞれの業界におきまして減船の對象を決めまして、サケ・マス、それから北転船の一部を除きまして、それ以外の減船漁業者に対しては、すでに政府交付金を交付いたしてあるわけでございます。それから、残存漁業者が負担いたしましたいわゆる共補償に對しましては、農林漁業金融公庫から融資をするといふことにいたしました。融資金の確保は、農林漁業金融公庫の資金の中で確保いたしたわけでございます。この共補償の對象事業の總計は、私どもの計画では総額五百四十六億に上りまして、そのうち公庫から四百九十一億円の融資ができるように措置をいたしておるわけでございます。

それから、その他でございますが、さきに御審議をいただきました補正予算によりまして、たとえばなぎ融資に對しまして、これは六カ月の融資期間でございすけれども、これをさらに延長をする等に要します利子補給の關係の経費等をお願いすると同時に、減船に伴ひまして発生する不要漁船の対策といたしましては、たとえはわが國の近海の大連な斜面におきまして資源調査を実施をする、また新しい漁場としての南極洋におきましますオキアミ漁業の企業化調査のための新しい母船一隻、キャッチャー十隻といふような事業のための経費、それからモータータナア沖等への漁場転換に要します助成措置のほか、どうしてもスクラップをせざるを得ない場合につきましては、それ

に対して一部の助成をするというふうな経費、総額百三十一億に上るわけですが、それらの予備費等を頼みをして、この間決定をしていただいたこととあります。以上が漁業者、減船等を中心とした対策でございます。

それから、その他関連の水産加工業対策について申し上げますが、加工業対策につきましては、すでにつなぎ融資といたしまして総額八十億円に及びます。つなぎ融資を融資いたしております。これも実は六カ月の期間の融資でございますので、これを期間が来たら返すときに返還できるものは返還していただきますが、残余のものにつきましては長期低利の資金に乗りかえるということと、合計二百八十億円の長期低利資金、これを用意をいたしておるわけでございます。これも期限が到来次第、それぞれ審査をいたしまして、肩がわりをいたす措置をいたしたいというふうに考えております。

それから、加工業以外の関連企業につきましても、これは中小企業庁の方から合計四十億円のつなぎ融資が出ております。これも償還期間六カ月でございますが、これにつきましましては、今年度いっぱいさらには必要な向きにつきましては償還期間を延長すると同時に、来年度におきましては、これを償還期間五年ぐらゐの長期の資金に乗りかえることができるように来年度予算で措置をいたしたいというところで、検討をいたしておるということでございます。

なお、離職者対策について申し上げますと……

○川村清一君 それはいいです。

○政府委員(岡安誠君) よろしゅうございますか。

○川村清一君 いずれ、そういうことについては後にもまたお尋ねする機会があると思っておりますから、きょうは時間がありませんので。

そこで、これはこれとして、今度はこの補償金の交付についてお尋ねしたい。私どもの考えとしては、補償を受ける対象者は漁業権、すなわち漁業許可を受けておる本人、この本人が実際に漁業経営をしている場合は問題がない、その人が対象者になるわけですね。ところが、漁業経営の仕組みというものは非常に複雑怪奇でございます。これは長官御存じのとおりです。漁業権だけは持っている、しかし実際に漁業経営は行っていない、いわゆる「ヘーバー」船主という問題がある。これは一体対象者になるのかならないのか。これもまた新聞でこの間ちょっと見たんですが、ここにあります。四島周辺の「ヘーバー」船主、これは全部で十七隻あります。この補償金の交付について、ヘーバー船主が補償金を受けておるといったようなことが現地で問題になっておるようでありまして、水産庁がそれを検査に行つたといつたようなことも新聞に報ぜられておりましたが、こんなことが実際にあるのかどうかということの問題が一つあります。

それから、私のところへこういう手紙が来ておるんですが、名前とかそういうものは一切伏せませんが、これは漁業権は貸したわけですよ。ですから、経営者は権利を借りて自分の船で、それで自分の資金で漁業経営をずっと行つておつた。ところが、こゝし日ソの漁業協定によってその漁業というものは全面的に禁止になったわけですよ。全面的に禁止になったので、政府は補償金を交付しているわけですよ。これは水産庁の長官から、北洋漁業減船漁業者救済費交付金の交付についてというやつですが、交付が行つております。総額で一億九百九十三万円、これは一体交付を受ける対象は誰なのか、権利を持っておる者が受けるのか、この権利を借りて漁業をやっている者が受けるのか、この点をひとつ明確にしたいと思つた。

○政府委員(岡安誠君) まず、カニかこの件につきましてお答えを申し上げますが、御指摘のとおり、現在四島周辺を漁業区域といたしております。カニかこの漁船は十七隻ございまして、これが減船の対象になったというところで、これは北海道知事を経由して交付申請書が提出されたので、すでに政府交付金を交付いたしております。これらの交付に当たりましては、この減船対象になりました十七隻の漁業者が昭和五十一年以前の過去八回の日ソのカニ交渉の結果に基づきまして、北海道知事から許可が与えられているということから、今漁期につきましても全船出漁する計画で北海道庁に漁業の許可申請が提出されていたということもございまして、私も救済費交付金、いわば政府交付金を交付いたしたわけでございますが、御指摘のとおり新聞等によりまして、実際にそういう操業をいたしていない者、いわゆる「ヘーバー」船主がいて、これが政府交付金を受けているというふうなことを聞きまして、実は現在係官を現地に派遣をいたしまして調査をいたしております。

やはり私も、現在カニかこの漁業を営むことを予定していたことが事実であるという、そういう基準をこの政府交付金の交付につきましては要綱として定めておりますので、その基準に合致しないようなものにつきましては、これは交付金を交付すべきではないというふうに考えて調査をいたしているわけでございます。

それから、いま権利を借り受けて操業していた場合、それが減船の対象になったかどうかということでございますが、具体的事例につきましましては、まだそれを拝見いたしませんので何とも申し上げられませんが、往々にいたしまして、共同経営というふうな形で経営をいたしておる場合がございまして、したがって、単一のものだけを見ますと、その者がいかにも許可を受けていないようになつてくる場合もございまして、それを見れば、これは実態をひとつ拝見をさせていただきます。

して、共同経営というふうな実態が備えられている場合には、当然それなりに、私どもは減船の対象になつた場合に政府の救済措置の対象になり得るというふうに考えております。

○川村清一君 これは共同経営ではございませう。そして、この漁業は大臣許可であります。北海道知事の許可ではない、明らかに大臣許可の漁業でございます。そして、その権利を持つておる者は漁業経営はいままでずっとしておらない、それで漁業経営をしている者は権利を借り受けてやっています。しかしながら、そういうことはよくないことはよくわかつておるんだが、漁業の世界には実際はそれはあるわけだから、いいとか悪いとか言つたつてしょうがない、そういうことでやつてきているわけですからね。それまで私はここで追求するという気はないんです。

しかしながら、補償金の交付、農林大臣から交付金を交付するという、そういうまあ何といひますか通知は、もちろん経営者じゃなくて、権利を持つておる大臣が許可した許可対象者に行つていことは、これは当然ですね。しかし、この人は漁業を全然やらない、別な人が権利を借りてやっている。まあ権利の借り賃ぐらゐは何か払つておるでしょう、まあそれは幾ら払つておるかわからぬけれども、それで船もこの人の持ち物、いろんな資金は全部この人が出している。ことしは漁業はだめになつたけれども、従来ずっと何年もこの人がやっている。ところが、交付金が行つたところが、ここの権利者の方が、全部とは言わぬけれども相当の金額を、これは当然権利を持つておるおれの権利である、おれによつて、こうやつておるわけですよ。そこでトラブルが起きておるわけですが、私はこれは一種の「ヘーバー」船主みたいなものなんです。それからこれにやる必要はない、当然こちらの方にやるべきだと、こう思うんです。そこで具体的に言えば悪いから言わないんです。これが現実なんです。どうですか、長官、補償金はどっちの方に支払うべきですか、それをばつきりここで聞きたい。

○政府委員(岡安誠君) どうも、先生のお話だけでは実態は必ずしも明白でございませんで、先生の御質問に對してお答えするためには、実態を少し調べてみないと私もこの場で判断をいたしかねますので、もしお許しをいただければ、具体的なケースを後ほどでもお教えいただければ調査をしてみたいと思います。

○川村清一君 それじゃ、後でお話ししますから、具体的に調べてみて下さい。

それから、大臣、こういうことはどういふものでしょうかね。北航船の一隻当たりの政府交付金は三億一千万、それに融資として六千万、三億七千万、ところが、第一次でもって百五十四隻のうち三十隻を減船せいで、こうやったところが、もう減船希望者が一人もないわけですね。そこで、残る人たちが共補償で結局積み増しをしなければならぬ。この積み増しの問題を私は前にここで話したわけですが、政府の方としてはそれまでめんどろは見られないという御答弁だったので、それはまあ見られないのが一つの筋だと思ふんです。ところが、結論的には三億七千万ぐらいではとてもやめる者がなくて、ついに六億まで上がったんであります。で、六億円で手を打ったわけですよ、何とか三十隻は減船した。こういうことを御承知かどうか。これは大変なことですね。

そこで、私は重ねてここではつきりしておきたいことは、大臣、今度の長期協定でどうなるかわからぬけれども、そこまで言わなくても、この第二次減船の北航の二十七隻というものはこれはどうなっておるのかということと、それから、今後あらゆる魚種において、あるいは北航船においても、あるいは中型のサケ・マス漁業においても、ずうっと減らされてきた場合に、もはや共補償なんていうことは現実の問題としてはできないこと、残留の漁業者がその分を見てやるなんていうことはとうていできない現実に来ておると思うんですが、これは一体どうでしょうか。政府のこの御見解は、——そこです、私がいまこうやれと言ふことは、はい、やりますというようなこと

には絶対なるような問題の提起ではございせんけれども、もうここまで来たんですから、どうですかひとつ、全部こういう遠洋漁業の漁業権を政府が補償して、全部政府が買ってしまったらどうですか。ちやうど旧漁業法によって与えた漁業権というものを、この現在の漁業法が、新しい漁業法ができたときに全部買い上げて、そうして新たに定置漁業権でも共同漁業権でも与えて、現在の新しい漁業の仕組みというものをつくったんですよ。日本の漁業構造というものをつくったんですよ。それをもう一回やるべき時代にきているんじゃないですか。——いやいや、大臣がこうやられることはわかるんですよ。

私は、二百海里時代というのは日本の水産というものが一つの維新時代を迎えたんだと、昭和二十四年のあの時代と同じ時代に來ておるんだと。一回全部買い上げて、そうして遠洋漁業のようなものは、私企業、個人経営はこれは認めない、公社のようなものでもって、——まあ社会党だからこう言うんですが、あなたの方はそれは絶対賛成しないと思ふますが、こういうようなことでやるんではないでしょうか。そうして、資源を守るという点からも、——私は、こういう席で北洋漁業の実態なんというものをここで申し上げる必要はない。申し上げたいところもあるが、私も日本の国会議員として日本の国益を考えれば、この場所ですういふことは言えないから言わないが、言うべきことはたくさん持つておる、材料は持つておる。そういうことによつて資源というものを守るというような措置もできると思ふんですが、いかがですか。

もう時間がありませんから、私はこれで終わります。後、同僚の丸谷議員とそれから坂倉議員がやることになりましたので、私の質問は、今後とせう長期協定を締結する時代に來たときにいろいろまた問題を提起してお尋ねしますが、いま私の申し上げたことだけについて御回答いただきたいと存じます。

○国務大臣(鈴木善幸君) 今回の減船に対する政府の救済措置、これは私どもとしては、現在の国の財政事情の中におきまして精いっぱい努力をしたつもりでございまして。たとえば漁業許可に對するところののれん料というようなものにつきましても、一年間の平均の所得、そういうものを考へて五年間それを見たというようにございまして、まあ、残存漁船の共補償に對する特別な融資の措置も、従来にならぬ九〇%まで農林漁業金融公庫から見ると、そういうようなことで、私どもとしては誠意を持って最善を尽くしたつもりでございまして。私はそれは適正な政府の救済措置であつた、このように考えております。

しかし、川村さん御指摘のように、それでもなおかつ残つて漁業した方が将来に希望が持てるというふうなことで、なかなか減船の方に回る人がないというふうなことで、今度はそれに上乗せをして減船者を選択すると、こういうことに業界が動いておるといふことも私も聞いておるところでございまして。

私は、この際、業界の諸君にも申し上げておるんですが、余り無理をして、残る者もやめていく者もとにかく総費になつてはいけません、やはり二百海里時代に対応し、漁獲量等に見合った適正規模の操業隻数、操業体制というものを確立して安定をするようにしなければいけない、総費になつてはいけません、こういうことを申し上げて自願ある措置を指導をいたしておるところでございまして。しかし、このさらに上乗せをした分につきまして、税対策上いろいろやはり業界にも問題がございまして。この点につきましても、政府の救済交付金あるいは正規の共補償の分につきましても同様で、その上乗せをした分につきましてもこれを分離課税として、そして従来これを新しい投資に二年の間に向けた場合に税の免税措置というものがとられておったわけでありまして、これらに對する救済の措置が実質的にも確保されるようにと、そういう配慮まで実はしておるわけ

でございます。そういうようなことでございまして、私どもは政府の今回とつた救済措置というものは、本当にできるだけのことを私どもはやつたつもりでございまして。

また、農地改革、漁業権改革の際と同じように、この際漁業許可、これを全部政府で買い上げてやつたらどうかという、これは大変な問題を提起されたわけですが、御承知のように、漁業権改革の際におきましては、大部分が漁業協同組合の共同漁業権あるいは区画漁業権——当時は区画漁業権と申しました。そういうものに對する漁業権改革の措置として、政府でこれを一遍補償をやりまして、そのかわりに二千億というものを二十年間に新漁業権者が納付をする、こういうことになったわけでございます。しかし、池田内閣の際におきまして高度経済成長、そういうことで国の財政事情も非常に年々よくなったというふうなこと等もございまして、私ども池田総理にお願いをして、この政府に分割支払いをする二千億、こういうものを繰引きにしたことがござい

ます。そういうような過去の経緯がございすけれども、私は、いまのように減船に對する措置等につきましては、今後とも今回のようにできるだけのことをしてまいりたい。その他の残存漁業者につきましても、この二百海里時代の漁獲量に見合った適正規模の操業体制を確保しながらやつてまいりたい措置で対応してまいりたい、このように考えております。

○丸谷金保君 御答弁の方が長いので、私の時間がなくなつてしまつてしまつた。答弁を簡潔にお願いいたします。

ただいま川村先生から大変重要な提案がなされておりますので、これらは、ひとつ大臣、十分検討をしていただきたいことを、まづもつてお願いいたします。

次に、いま長官が答弁の中で、罰金の基準が統一を欠いている、そしてそのことをいろいろ聞いて話しているというくだりがございまして、この

連中というのがわかりませんので、連中というのはだれを指すのか、注意してほしいと連中に話している、こういう答弁でございませう。

それから大臣にお願いたします。ソ連の方と話をすると、漁民の言い分といろいろ違うので、罰金の調書を漏れなく渡してほしいと申し入れをしておると。実際に調書をその後出しておるのかどうか。そして、それを入力しておれば、入手した調書によってどういふ検討をしているかということ、ひとつ御答弁願いたいと思います。

それから三点、罰金が、当然、措置法によって千萬元以下という円建てでございまして、担保金等も当然円建てだと思ひますが、外国から持ってくる場合、それはドルに換算してドルで持ち込んで円に直すのかどうか。これから見ると、ただ円建ての条項はございませぬ。

その三点、ひとつ簡単にお願いいたします。
○政府委員(岡安誠君) ちよと第一点、連中というのは、私とここで申し上げたかつまびらかでございませぬが、もし正確に言い直していただきますと、一つは、ソ連の監督官がわが国の漁船に料しております罰金の額が統一を欠いていて、一回の専門家会議をやりまして、先般モスクワで日ソ、ソ日の暫定交渉の延長交渉をいたしますときに、この問題につきましてソ連側担当官に言っておりますので、それらを含めて申し上げたのじゃないかと思うので、適当じゃなかったとも思っております。

それから調書の点でございしますが、これは先ほど大臣からお答えいたしましたとおり、先般のモスクワでの専門家会議の際に、ソ連側としては、今後すべての場合調書の写しをこちらへ交付するように下に徹底をさせるということを行っております。しかし、いままでもすべての場合に調書がもらえなかったわけではございませぬで、調書の写しをもらった船もございませぬ。それらにつきましては私も調書を検討し、それがわれわれの協定内容から見ても妥当であるかどうかということ

その都度検討いたしております。ただ、調書を持っていない船につきましても必ずしも現実では明らかでないもので、先ほど大臣からお答えいたしましたとおり、ソ連の方に要求をいたしましたものでございませぬ。

それから、ソ連船の罰金の支払いでございしますが、これはソ連から日本へ送金して送金をしてくるようございしますが、現実にはソ連の大使館から保安庁の方に渡ります場合には、これは円に換算されて円を支払うとされているというふうな聞いております。——いま罰金と申し上げましたのは担保金の誤りでございませぬので、訂正いたします。

○坂倉藤吾君 私は、改正の法律案の性格を理解をするために少し質問をいたしたいと思ふんですが、第八十国会の中で成立をいたしました領海法並びに漁業水域に関する暫定措置法でございまして、これは特定の外国を対象に置いたものではなかつて、新しい国際海洋秩序の展望、あるいはこれの現実に対応するという立場の中で、わが国の管轄権行使のいわゆる根拠、こういう立場でこの法案が成立をしたというふうな理解をするんですが、間違ひありませんか。

○政府委員(岡安誠君) おっしゃるとおりでございませぬ。

○坂倉藤吾君 今回提出をされました改正法案ですが、これは具体的にはいま川村先生から御議論をいたされましたように、日本国の「地先沖合における一九七七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」いわゆるソ日協定で、これにかかわる措置の具体化と、こういうふうな一因としては見るわけでありまして、さきに質問いたしましたように、これは国際的な動向から見て、さらには漁業の性格という観点からなると、漁業期の問題その他をとらえながらなるべく漁業に差し支えないよう早期開放しようという国際的な流れ、これに合せてこの法案が提案をされたというふうな理解をしていいわけですか。

○政府委員(岡安誠君) これもおっしゃるとおりでございまして、最近の各国間に結ばれております二百海里時代下の操業協定におきましては、違反船は罰金その他それに相応する適当な担保またはそれを証する書面が提出された場合には、早期に釈放するというところをお互いに約束するのが通例でございませぬ。

○坂倉藤吾君 そうしますと、日本の隣接をするという立場になるところで、すなわちアメリカあるいは南北朝鮮、中国、台湾省、こういった隣接をする各国との関係についても、この法案といたしましては具体的な事案というものが発生をすればこの改正法律というものは適用されると、こういうふうな理解していいわけですか。

○政府委員(岡安誠君) それはおっしゃるとおりでございまして、わが国の二百海里内での法律に基づきまして操業する外国漁船につきましては、これが適用されるといふこととございませぬ。

○坂倉藤吾君 これは、先回配られました参議院農林水産委員会調査室の資料なんですが、この三ページに、後段の方ですが、「漁業水域法」は、「領海法」とともに七月一日から施行された。漁業水域は、韓国、中国に面する西日本の海域を除いて設定された。また韓国、中国人については、漁業水域内における規制もほとんど適用除外している。韓国、中国近海では日韓漁業協定、日中漁業協定に基づいて平穏な操業が確保されているため、このような措置がとられたものである。と、この説明書きが加わっているわけですが、この説明からいいますと、これは除外規定がどこにあるんじゃないかという、こういう立場になるんですが、この辺はどうなっているのか、ひとつ明らかにしてもらいたい。

○政府委員(岡安誠君) これは二百海里法に基づきまして、二百海里法はわが国の沿岸二百海里に設定をされるということになっておりますが、除外する海域がございまして、それはすでに定めておりますが、日本海の西部並びに東海、黄海等でございます。それとまた韓国人、中国人に対しましては、ここにございまして理由もございまして、二百海里法のそれぞれの強制規定等につきまして適用除外の措置をいたしているわけでございます。

○坂倉藤吾君 それは、この法律のどこに規定されているんでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) まず法律でございませぬけれども、漁業水域につきましては、第三条の定義がございまして、ここで二百海里漁業水域の定義がございまして、その三項の末尾に括弧がございまして、「(領海及び政令で定める海域を除く。)」というのがございまして、この政令によりまして、先ほど申し上げました海域が適用除外されていることが一点ございませぬ。

それから、特定の外国人に対しまして適用除外につきましては、十四条がございまして、五条から十一条までそれぞれの強制規定がございまして、これは「政令で、当該規定ごとに外国人及び海域を指定して適用しないこととする」ことがございませぬ。と、この政令で適用除外になっております。

○坂倉藤吾君 そこでお尋ねをしたいんですが、現実問題といたしまして、さきに私は、決算委員会の派遣で実は第七管区の海上保安部を調査を行つてまいりましたわけですが、そのときにいろいろと報告をされておる事柄の中で、大変な問題が発生をしているのです。件数からいいますと、この報告によりますと、昭和五十一年度に漁業関係で四百七十七件のいわゆる侵犯操業というものがこの第七管区の中で挙がっているわけでありまして、本年に入ってから九月までに五百十二件というふうな報告をされております。これらにつきましても、この対象になつておりますのか、いわゆるソ連とかかわり、さらには韓国とかかわり、こういうことになるわけでありまして、本年の七月から八月の二カ月間に十二隻のイカ釣り漁船が、これは日本海北部であります、ソ連艦艇から罰金を支払わされている。あるいはその前には、日本の漁船が韓国艦艇から銃撃をされているとい

う事件が二隻あった。あるいはまた、この七月の二十三日であります。国籍不明で行動不審船、これを見つけて巡視艇あるいは飛行機を駆り出して追いかけたけれども、とうとう逃げられてしまった。こういう事案が具体的に報告をされておるわけでございます。

で、これらのかかわりは一体これからどういうふうな処理になるんだらうか。もちろん、これからの展望を考えてみましたときに、韓国にしろ中国にしろ、漁業水域いわゆる経済水域としての二百海里宣言は間もなくだろう、こういうふうに見るわけでありまして、これらに対処するところのわが国の姿勢、こうしたものについて、考え方あるいは対処の方法等について少しお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 具体的なケースにつきましては保安庁の方からお答えがあると思ひますけれども、従来また現在、特に韓国との関係につきまして申し上げますと、従来は日韓漁業協定によりまして、わが国の領海が三海里の際におきましては、沿岸の基線から十二海里まで特定の海域でございすけれども、これは漁業水域ということにいたしました。韓国漁船の操業を禁止いたしております。それらの違反となつた事例がたゞさんあるようございまして、それらは保安庁の方で取り締まりをいたしております。ただ、領海が十二海里になつた以降はこれは領海侵犯という形になるわけございまして、これはこれでそれぞれ処分がなされております。それ以外につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、韓国もまだ二百海里をやつておりませんので、私ももといたしましては、韓国の関係水域は漁業水域に指定をしないといひますか、設定をしないと同時に、韓国人に對しましては、わが国の漁業関係の漁業水域法の取り締まりの対象にしないということに現在運用をいたしておるわけでございます。

○政府委員(向井清君) 先生がおっしゃいましたように、日本海の一部あるいは東シナ海におきましては、二百海里水域というものが設定されてい

ないという現状でございますが、海上保安庁といひましては、当然近い将来において設定がなされるであらう。そのときの警備、取り締まり体制というものも当然考えておられて、先ほど御説明いたしました昭和五十二年当初予算並びに補正予算において整備をいたしております大型船艇、航空機というふうなものも当然日本海の全域、あるいは東シナ海というものを対象にして考へております。これからのような海域の取り締まり、警備に大きなウェイトを置きながら整備を図つていきたい、このように考へておられて、先生御指摘のように、いろいろ違反事件が累積しているわけでございますが、今後は一層体制を強化いたしまして、万全を期してまいりたいというふうな考へております。

○坂倉藤吾君 そこで、現実的な形で御質問を申し上げるわけですが、その際に、密漁船といひますか、こちらの中へ入つてきて操業をしている船、それを見つけて警告あるいは停船命令その他含めまして行つていくわけでありまして、資料で明確にまだ私の方もちつと調べておりませんが、北の方のソビエトの関係におきまして当面この二百海里水域の争ひの問題であります。その形の中で拿捕をしたものはこの法案で適用されます。ところが、拿捕しないで逃がすケースといふものは相当あると思ひます。たとえば第七管区、私が實際お話を聞いてきた中ではあるわけでありまして、そのことの想定が北の場合にも当然あるんじゃないだらうか。したがつて、拿捕した場合の取り扱ひというものは、なるほどこの法案で結構であります。しかし、拿捕に至らないでたとえ逃がされた場合、そうしたもののケースといふのはいふ具体的把握がされておるかどうか、いまこのソ連とのかかわりの中で、この辺がおわかりでしたら、ひとつお答えをいただきたい。

○政府委員(向井清君) 北方水域におきましてソ連の取り締まり関係で申し上げますと、現在までに二十五件の立入検査を実施いたしまして、その間に四隻の違反が摘発され、それを検挙してきたと

いうことでございまして、立入検査を実施しましたものについては精細に違反事項の捜査をしたわけでございます。その他の船につきましては、その辺のところはつきりしておらないということでございます。

○坂倉藤吾君 国籍が明らかになりまして、本来違反をしていたというふうな認識をされて、それが拿捕されない、すなわち、たとえば担保金も取れない、こういう状況になつたときに、一体その措置はどういうふうに行われるのか、この辺が一つの私が聞きたいポイントなんです。これはむしろ海上保安庁じゃなくて、水産庁、あるいは他国とかかわりでありましてから外務省関係も絡みまして考え方があらうかというふうな思ひんでありますが、いかがでしょう。

○政府委員(岡安誠君) どうも御指摘のケースがよくわからないのですが、想像できますのは、結局現場を取り押さえることができなかったケースとしては、たとえば、停船命令をいたしても逃げてしまつたというふうなケースその他じゃないかと思ひますけれども、そういうような場合にはやはり確認をいたしまして、これこれの船がいつどこで停船命令違反であるということを通告をして、それでやはり処罰を外交ルートその他を通じてやるということではなからうか。わが国の場合にも、停船命令違反といたしまして十月二十日まで五件、その後二件あつて七件ございしますが、それそれやはり他の場所であつたかまうか、それそれやうなケースもございまして、その他、別途停船命令違反として罰金を科せられるというふうなことがございまして、それぞれケース・バイ・ケースによると思ひますけれども、確認をすることが先決でございまして、確認によりまして担保金の徴収というふうな手続に入るといふこと以外には、ちよつといまのところは考えられないことであつた。

○坂倉藤吾君 時間があるまいのできつと聞くわけにまいりませんが、結局水の上でございすから、たとえば操業中に網を流して逃げると

か、ジグザグで船を寄せられない状況、こういうのが大変海上保安としては苦勞されている、こういう実情がはつきりしているわけでございます。したがつて、見つけたけれどもその措置がしにくいケースというのは、具体的には幾つかあらわれてくるというふうな想定が成り立つわけでありまして、したがつて、それらの取り扱ひを私は法案自体、今回はともかくいたしまして、当然考へていっていいんじゃないだらうか、こういう感じがいたすわけでありまして、ぜひその辺は御検討をいただきたいというふうに思ひます。

なお、法案そのものにつきまして、幾つかの政令の内容等も含めましてお聞きをしたい課題等が具体的にあらうわけですが、時間がありませんので、きょうはこの程度にとどめます。

○委員長(鈴木省吾君) 午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後一時再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時八分開会

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、本案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○初村竜一郎君 私は、二つの問題について大臣並びに関係者に質問をいたしたいと思ひます。

まず第一は、二百海里時代におけるわが国の漁業の対応策であります。

さきの国会で、領海法あるいはまた漁業水域法を制定して、わが国も二百海里時代に処する国内漁業の対応を一応講じたと言つてもいいと思ひます。ところが、国際的にはアメリカあるいは韓国、中国、この東西関係は、私はまあまあというふうな樂觀し過ぎてはいけなけれども、対応策

のこの北西太平洋の漁業条約はこれを改定して存続をさせようと、こういうことにアメリカ側の方針が変わってきておるようでございます。したがいまして、日米加漁業条約の改定というような枠の中で、このサケ・マス問題をどういうぐあいに具体的に三國間で協定をするかと、こういうことで、ただいま私もこれに最善の努力をひとつ傾けようということにいたしております。私があえてこの問題に触れましたことは、このことが目ツの二百海里の外のサケ・マス交渉、これにも微妙に影響を持つてあると、こういうことで、ただいまこれに触れたお話を申し上げたわけでございます。

いづれにしても私どもは、二百海里の外、これはソ連系のサケ・マスも、日本系のサケ・マスも、あるいはアメリカ系のサケ・マスも、ここで混淆しておる特殊な海域でございます。そういうようなことで、ソ連の一方的な管轄権ということをした承するわけにはいけません。日本側としてもそういう事情を十分踏まえまして強力な交渉をやつていきたいと、こういう方針で取り組んでおるところでございます。

○初村滝一郎君 次に、ニュージーランド、オーストラリア等における二百海里漁業水域設定の問題についてお伺いをしたいわけですが、さきに来日したトルボーイズ・ニュージーランド副首相との会談、オーストラリアとの交渉経緯等について、農林大臣がここで答弁できる範囲内で、どういうふうになっておるか、経過を御説明願いたいと思います。

○国務大臣(鈴木善幸君) 先般、御指摘のように、ニュージーランドのトルボーイズ副総理がお見えになりました。私も三回にわたって会談をいたしました。福田総理とも前後二回にわたって会談をしておるわけですが、主としてニュージーランド側は、牛肉の枠を安定的に、しかもそれをいままでもよりも広げてほしい、拡大してほしいということ。それから第二は、乳製品――バター、チーズあるいは脱脂粉乳等の酪農産品を日本は

もつと賣うべきである。第三の点は、ニュージョランド産の松材、建築用としてその製材を、日本は、規格上年輪の幅が広いと非常に弱いということとで、これを余り受け入れてない。しかもこれに關稅をかけておる。こういう点は、アメリカやカナダのツガ材等に比べて非常に不公平ではないか。これを改善すべきである。それからイカ等についての關稅を撤廃せよ。こういう四つの柱から成るわが方に対する要請があつたわけでございます。

私は牛肉の問題につきましては、国内の需給事情、特に最近畜産の方は順調に伸びてきておりまして、牛肉も一三％ぐらい生産が伸びておる、消費は六％程度しか伸びていない、こういうようなことから、需給事情からいってそう大幅な輸入というわけにはいかない、こういうことを申し上げまして、まあ上期の割当を大体下回らぬ程度のことを考えたいということを申し上げておいたわけでございます。これに対しては非常な不満を表明しております。

それから、乳製品につきましては、これはもう法律があつて、安定帯価格を上回つて暴騰ないしは暴騰のおそれがあるというときでないと輸入できないように法律的な仕組みがなつておる、こういう事情を話しまして、日本における乳製品の関係は、昨年来、夏非常に涼しかった関係もあつて飲料乳の伸びが非常に停滯をして、原料乳に多く回つたために乳製品は国内でもだぶつておる。であるから、畜産振興事業団が国内のものをこれらはとて買わざるを得ないような、買って調整保管をせざるを得ないような状況下にあるので、これはとてできない。ただし、飼料用の脱脂粉乳、これは業界の方でも必要を訴えておるからこれは少し量をふやしましょう、こういうことを申し上げてあります。

その他の松材等については、今後実務者の間でひとつ検討をさせることにしましょう。イカの問題については、これはそう簡単にいかない。こういうようなことで対応をしたわけでござい

ますがこれに對して、ほとんどゼロ回答である、かういふようなことで、そういうことであればニュージーランドとしては、二百海里内において日本の漁船の入漁を認めるかどうかということは、国民感情としてこれはなかなか厄介になりますよということ、私にるる話をしております。そこで、ソ連は肉を買つてくれるとか、韓国もいい返事をしてくれるとか、だから日本とは仲よくしたいんだけれども、ソ連漁船、韓国漁船を優先的に考えざるを得ないというようなこともお話をされておったわけでございます。

しからば、いづれも申し上げるように、漁業の問題は漁業の問題、酪農品その他の問題は別の問題、こうして切り離して交渉したい。また、漁業協力につきましては、本当にニュージーランドに對しましては日本は最大限の実協力をやっておるわけでございます。そういうようなことで、日本の誠意というものをひとつくんでもらいたいということはお話をしております。

その後、豪州の方からも、いろいろ福田総理にフレーザー首相から、牛肉のアクセスの問題、安定的な輸入の問題等についての要請が、御承知のようにクアラルンプールのASEANの会議等でもございました。いろいろ考えまして、今回下期の肉につきまして割り当て量を決定をいたしました。それは一般枠で四万トン、それから特別枠で七千五百トン、若干それに色がつきますが、大致っぱに言つて去年並み、上期と下期を合わせまして去年程度の牛肉の輸入割り当てをしたわけでございます。これに対しては豪州のフレーザー首相からも、去年に引き続き去年と同量に近い安定的な輸入を日本がやってくれるということで大変喜びまして、感謝の電報が来ておりますし、現地における記者会見等におきましても相当満足の意を表しております。隣の豪州が満足をして、その隣のニュージーランドが不平不満を言うというのも、私には理解がいかない。こういう豪州の受けとめ方というのは、私はニュージーランド側にも自然に反映するであろうと、こう思つてお

ります。
漁業協力につきましては、先ほど米申し上げる
ようにしていきたい。こういうようなことで、い
ろいろむずかしい問題はございます。ございま
すけれども、私どもは今後誠意を尽くしまして、こ
のニューギランド二百海里水域内におけるわが
方の実績をできるだけ確保できるように最善の努
力をしてまいりたい、このように考えておりま
す。

○初村達一郎君 政府當局の配應によつて、外国との問題を円満に解決してもらうことが一番国民としても希望するところでありますから、鋭意がんばってもらいたいと思います。

二番目の問題として午前中から川村委員あたりがずっと質問しておりましたソ連監視船による罰金の徴収問題、これを問いただしてみたいと思います。

日ソ漁業協定が実施に入ってから今日まで約五
カ月間たつておるわけですが、日本の大新
聞が取り上げた記事によりますと、ソ連側の検査
数は百三十四隻、一億四千万円、日本側の検査
数は四隻、二百万円、こういうふうな数字を私ども
は見せられるわけなんです。そこでここにも書い
ておりますが、「力の差」、「弱腰水産庁」、「注
意するにこしたことない」、こういう記事を書いて
おるわけがありますが、やっぱり国民としてどう
も解せない点がある。

そこでお伺いしたいのは、先ほど来聞き漏らしたのですが、水産庁の警備船が四隻、雇用船が一隻、計六隻と聞いたのですが、これに間違いないか。それから保安庁の警備船はヘリコプターを金めどという状態にあるのか、まずそれをお聞きしたい。

○政府委員(岡安誠君) 水産庁関係でこの漁業水域の取り締まりに専念いたしております船は、御指摘のとおり官船四隻、それから用船二隻でございます。今年度中にさらに二隻の用船をふやしたいというふうに考えております。

○政府委員(向井清君) お答えいたします。

海上保安庁といたしましては、総隻数が船艇三百十隻、航空機三十五機ございますが、この漁業水域に關します取り締まり業務につきましては、やはり外国漁船の操業実態等を十分勘案いたしまして、重点海域を定めまして、そこに当該管区のみならず、他の管区からも応援派遣をして、船艇、航空機の集中的な運用を図っておるといふこととでございます。ソ連關係で申しますと、最も問題になります道南海域、北方海域の中の一部でございますが、こちらあたりに巡視船五、六隻を常時集中しておる。それは交代交代で行つておるわけでございます。それから航空機の派遣も行いまして、常時監視を行つておるといふ体制を堅持いたしております。

○初村達一郎君 そうすると、ソ連の警備船ですね、これはあなたの方の情報でどのぐらいいるのですか。

○政府委員(岡安誠君) ソ連の方の警備体制というのは、必ずしも私も正確には理解をいたしていないわけでございますけれども、推定によりまして、日本海海域に大体五隻程度、それから樺太の周辺海域で四隻、それから千島列島周辺で十五隻内外の監視船が配備されているのではあるまいかというふうに推定をいたしております。

○初村達一郎君 私は、この取り締まりがいまスタートしたばかりですから、指導が十分でない点もあると思います。これはいたし方ないと思ひますけれども、やっぱり両方が、たとえば操業日誌のつけ方だとかいろいろあると思うのですがね。それと、やっぱりきちっとした指導体制をすべきじゃないか、かようにいふ考えをわけであります。

それから、特に漁民が一番心配しておるのは、ソ連の監視船から罰金を言われた場合、金がない。そうすると、自分たちが持つておる操業許可証を担保に持つていく。これは漁民としては非常に痛い体験なんですよ。だから、こういうことはやっぱり私は、お互いが漁業者としての生活を守るための許可証を手放すということこれは非常

に遺憾千萬な行為であると、だからそれにかわるようなことが何かないものか。日本の場合にはこの法律にあるように、向こうさんの方でだれかが、外務省かなんかの方が承認をすればすぐ釈放するようになつておりますから、そういう点をもう少しソ連との間に詰める必要があるのではないかと。そこで私が一番心配をするのは、漁業者が罰金を渡す、これが外為法に実は違反しやしないか、こういうふうなことを考へるわけですが、大蔵省の方、どういふふうな解釈をしておりますか。

○説明員(橋本貞夫君) 外国為替管理法では、通常外国へ向けた支払いをいたしますときには外貨で、しかも外国為替公認銀行を通じて送るといふことを想定しておりますので、円貨でしかも直接手渡しというふうなケースは、ごく例外的な場合しか規定してないわけでございます。したがって、今回のケースにつきましては、これを形式的に当てはめますと、外為法上問題のある場合も出てまいりますけれども、何分にもこういう偶発的な公海上における出来事でありまして、本来法律の想定してない分野でございます。まあ、拿捕された乗組員の方々の事情を考えますとまことに、お気の毒なケースでございます。したがって、現行の法令を弾力的に読めないものであらうかと、また規定を整備できないものだらうかと、いま關係当局と折衝の上研究している最中でございます。

なお、私承つておるところによりますと、ソ連船が日本官憲に拿捕された場合には、支払い確約書のようなものを提出するだけで釈放され、罰金は後日送金されるというふうな形になつておると聞いておりますが、これこそまさに外国為替管理法の想定しておるところでございます。こういうケースが仮に認められまして、法令上はまったく問題ございません。罰金の支払いにつきましては、こういう外為法違反のみならず、そのほか金額の妥当性とか、支払つた後日の証拠とかいろいろ問題があるケースも多いと聞いておりますので、できれば相互主義のたてまえからこういうケ

ースもわが国の漁船に適用してもらえないだらうかと、こういう方向で關係当局にお願いしている最中でございます。

○初村達一郎君 私は、やっぱり外為法に違反しやしないかということを憂慮しておつたわけでありまして、考え方によつてこれはどうでもとれるとやはり日本政府とソ連が、現ナマを持つていて、この船長に渡す、その渡した一億四千万が果たして向こうの、ソ連の国のものになつておるのかどうか、それもわからぬ。こういうことであれば非常に解せないわけでありまして、やっぱり日本のような処置をソ連側にも要請する必要がありますが、はしないかというふうな気がいたしますので、日誌のつけ方にいたしまして、罰金の取り方にいたしまして、今後大きな課題と思ひますので、この二点について政府の所信をお伺ひしたい。

それから、先日、私が九月二十二日の日に、長崎県の「若宮丸」がビルジボンプの關係から二百万取られておるわけですが、これは交渉においてソ連側といふ交渉中である、後日はつきりするといふような答弁をいたしておつたわけでありまして、この問題がどういふふうな経過になつておるのやら、この点をお聞きいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) ソ連の協定が発効いたしました以来、わが国の漁船がソ連の官憲に拿捕されると、罰金を支払わされるというケースが非常に多数に上つておることは遺憾に思つております。私も今後ソ連官憲の取り扱いで不当なもの等につきましては、これは是正方を交渉したいと思つておりますし、また、わが国の漁船がふなれのために拿捕されるというふうな事態に對しましては、講習會、説明會その他趣旨の徹底を図りまして、今後こういう事態の発生を未然に防止したいといふふうな考へております。

なお、ソ連の官憲に對しますわが国の漁船の罰金の支払いの方法につきましてお話しございました。確かに、現在ソ連船を拿捕した場合の担保金の提供方法につきましては、大蔵省からのお話こ

ざいましたとおり、保証書というふうなものを当局が受け取りまして、それを取り締まり船に通知いたしまして釈放いたしております。ただ、その方法をそのまま日本漁船の場合に適用したならば、果たして簡単に処理できるだらうかといふことを考へますと、現在の方法は、相手方の大使館といふものを間にはさんでおります。そういったと、わが国にこれを引き直した場合に、ソ連の關係当局をやつぱり間にはさまざるを得ない。そういう場合に、わが国の漁船が拿捕され、釈放されるまでの間、短期間にすむかどうか、そういう点も篤と検討いたしまして、できるだけ被害が僅少に済むように、その間は漁業ができないわけでございます。その漁業ができない期間をできるだけ短くするように努力をいたしたい。別にい方法があれば、検討をいたしたいといふふうに思つております。

それから「若宮丸」の件でございますが、確かにこれは私もソ連の言ひ分、ビルジを排出したことによつて海洋を汚染したと、だから罰金を科したのだという言ひ分につきましては、納得のしがい点がございます。これは八月にナホトカで専門會議を開きました節におきましては抗議を申し入れ、向こうの見解を、ソ連側の見解を聞いたわけでございますが、納得できないといふことで、去る十月のモスクワにおきます交渉の際にも引き続きソ連側の説明を聞きまして、これでも十分な私ども説明を得ておりませんので、これは現在引き続きソ連側の回答待ちということになつております。できるだけ早く解決をいたしたいと思つておりますし、解決に努力をいたすつもりでございます。

○相沢武彦君 今回提案されている漁業水域に關する暫定措置法の一部改正案であります。違反外国漁船にかかわる担保金の額の基準、これは主務大臣が定めることになつておりますけれども、この基準についての基本的な考へ方をまず伺つておきます。

○政府委員(岡安誠君) この基準につきましては

つ、まず基本的な考え方一つは、二百海里法により罰金の最高額が一千万円ということになっております。したがってこの額を勘案することと、それから理論上は、この担保金につきましては、押収すべき物件等を一応返却をするわけでございますので、それを再提出を確保するために必要な金額というものが当然勘案をさるべきものというふうに思います。

で、具体的には、そういう総枠の範囲内におきまして違反の態様、それから相手方が初犯であるか累犯であるか、その他を勘案をいたしまして、これは運輸省及び保安庁とも相談をいたしまして政令で基準を定め、省令でその基準等に従います計算方法を決めたいというふうに思っております。

○相沢武彦君 ソ連の場合は罰金を科することにして、比較的小さい違反の場合でも一百万円、約四百万円まで行政規則で現場の監督官が罰金を科するようにしております。わが方は担保金で行う、こういう違いがあるわけですね。しかし、制度が違っても、両国の違反者が支払うべき罰金の種類によって支払う額は大体その両国の違反者とも相対的に相見合うような金額になることが望ましいのではないかと、そういったことを念頭に置いてこの法律案をつくられたのでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 先ほど申し上げましたように、この担保金額というものは、やはり基礎になります二百海里法の罰金の額等が基準にならざるを得ないわけでございます。この二百海里法の一千万円の罰金といえますものは、わが国の法体系の中におきましては、最高の額を決めたということになっております。それに対してソ連邦の方では、御指摘のとおり、行政罰としては一百万円、しかし、累犯等の場合にはさらに十萬ルーブルぐらゐで科し得るというような制度がございます。したがって、おのおの法体系等が、それから罰金その他の刑罰の体系が違いますが、これを一樣に直ちに並べるといふわけには

まいらないと思っておりますが、具体的なその範囲内においての話でございますけれども、具体的な担保金の額の決定などに当たりましては、おっしゃるとおり、ソ連その他アメリカの事例等も十分勘案をいたしまして、保安庁とも相談をして決定をいたしたいと、かように考えております。

○相沢武彦君 制度が違いますが、どうしても差足してみると、午前中からの議論にあるように、きわめて大きな格差がついている。そういう点で問題提起がされているわけですから、ソ連側とわが方との金額面でのバランスについて大きな隔たりが出てこないような、そういう事前のやはり打ち合わせというものがあつてしかるべきであつたのではないかと、こう思いますが、その辺の詰めが甘かつたのではないかとと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡安誠君) いま御質問は、ソ連側との打ち合わせというふうに私伺いましたけれども、これはなかなかお互いに相互主義だから、罰金の、ないし担保金の額は同じような水準にしようという話は、これはなかなかむずかしい話でございます。もちろん、勘案事項としては、当然勘案されるべき事項であるというふうに先ほど私もお答えいたしましたけれども、これを両国が相談をして決めるというふうな筋合ひではやはりないというふうに考えております。

【委員長退席、理事山内一郎君着席】

○相沢武彦君 すでに暫定実施中に四隻のソ連漁船が拿捕されましたが、この違反内容は四隻とも操業日誌の一部不記載でありましたけれども、その不記載の中身は全く同じ種類であつたのか、それともかなり内容に違いがあつたのか、その辺どうですか。

○政府委員(向井清君) いまお尋ねの四隻の違反内容でございますが、態様といたしましては大体同一の内容でございますが、漁獲量の記入、魚種名の記入がないと、何日分かないという日数の差はございますが、そういうものである。あるいは合計欄の記入がない、こういうようなことでは大

体同じような内容になっております。

○相沢武彦君 提案理由の補足説明によりますと、「告知する担保金の額は、事件の種類及び態様のその他の状況に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定する」と、こうあります。そうすると、今回の場合は不記載の内容が大体同じ種類だったので、ソ連の違反した各隻ともいふれ五十万円の担保金を言い渡したと、こうありますが、もし今後不記載の内容に違いがある場合には、A隻に対してはたとえ五百万円とか、B隻に対しては七十万円、C隻に対しては五十万というように告知する担保金の額に違いが出てくることは当然あり得るわけですね。

○政府委員(向井清君) 御質問のとおりでございます。ただいま四隻検査いたしました内容は先ほど申し上げたとおりでございますが、一括して申せば、いわば形式違反でございます。形式違反として大体五十万というめどをつけたわけでございますが、今後、違反の内容におきまして実質的な内容がこれに加わるということになりますと、担保金並びに罰金の額というものがそれに累加されるというところは当然であらうかと思ひます。

○相沢武彦君 それから、違反の内容は停船命令違反とか、あるいは無許可あるいは許可証の不所持、それから操業日誌の不記載いろいろ分かれておりますけれども、わが方としての、日本としての告知する金額の額については、かなり細かいところまですでに基準というものを決めてあるんでしょうか。

○政府委員(向井清君) 現状でお答え申し上げますと、先ほど申し上げましたように、五十万円というものが大体形式違反としてその辺が妥当であらうと現場で裁定をしたわけでございますが、先ほど水産庁からお答えありましたとおり、罰金額の最高が一千万円であるということからしまして、その辺のめどというのは大体統一がとれるのではないかと思っております。

○相沢武彦君 要するに、まだはっきり許可証の不所持の場合はどれぐらゐが基準、何万円ぐらゐが基準あるいは停船命令違反の場合にはどれぐらゐが基準という、明確な基準の金額までは決めてないというわけですか。

○政府委員(向井清君) いまお尋ねの各種の犯罪の種類につきまして、それぞれの大体の基準というものは関係省庁の間で相談して決めておりますが、やはりこれは対外的に公表すべきものでもございませぬし、取り締まりの内容にかかわることでございますので、申し上げかねるというのが実情でございます。

○相沢武彦君 それから、取り締まり官につきましては、「法律案政令規定見込事項」をきょういただきまして、「第二十三条第一項の司法警察員である者であつて政令で定めるものは、漁業監督官及び海上保安官とする見込み」とあります。したがって、海上保安官とそれから水産庁の漁業監督官と両方から出るわけでありませうけれども、この担当官によって罰金が不統一であるという、また向こうから指摘を受けなければならぬ。そういうことがないよう、事前の十分な打ち合わせその他が行われなやならないと思ひますが、その点に対する対策といひますか、準備はどういうふうになりますか。

○政府委員(岡安誠君) これは水産庁関係の取り締まり船に乗りますのが漁業監督官であり、保安庁の取り締まり船に乗りますのが海上保安官ということになるわけでございます。当然、両者の間に取り扱ひがそこしては全くなかぬわけでございますので、十分連絡をいたしまして、統一がとれた措置ができるようにいたしたいと思ひます。

○相沢武彦君 違反外国漁船の早期解放の制度化を今回の法律案でつくるわけですが、担保金の提供があれば解放する。その後海上保安官や監督官等から出された出頭要求に違反者が応じなければ、その担保金を没収し国庫に帰属させる。出頭し裁判を受けるケースはまずないだろうというところで、担保金の事実上の効果としては罰金に近い

性格を持つんだと、こういうことで今回提案されているわけですが、一部記載不備ということで担保金を科した場合、もし向こうが出頭に応じてその記載を書き直して持ってきた場合はどうなんですか、裁判を行うんですか、それともどうなんですか。

○政府委員(岡安誠君) これは書き直したからいいというものではございませんで、やはり常時操業の際にどういふ記載をしていかというところが問題でございます。したがって、臨検捜査のときに記載の不備があれば、その場において違反があったということになります。したがって、徴収した担保金はそのまま担保金として保管しておきまして、出頭があれば一応これは返す準備ができておきます。しかし、その後、刑事手続が進行中の間はしつばし出頭の必要がございますから、その期間は引き続き担保金として保留をするということになるわけでありです。

○相沢武彦君 取り締まり体制の整備について伺いたいんですが、二百海里漁業水域内で外国漁船の取り締まりに当たるのは海上保安庁と水産庁ということになります。現在、巡視船等は東北太平洋岸を重点海域にして特に配置を厚くすると、こういう体制をとっておるようでありです。現状の体制ではきわめて不十分であるということについては、当局の方もそれを認めて体制の整備を急がれていると思うんですが、今後ますます両庁の業務というものは非常に増大していくと思うんですが、将来に対応しての取り締まり体制の整備方針、これをそれぞれ御発表いただきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 現在、漁業水域の取り締まりに専念いたしております取り締まり船は、水産庁関係で官船四隻、用船二隻でございます。そのうち、やはり御指摘のとおり、その大部分は東北太平洋、日本海等に出動をいたしております。さらにこれでは不足でございますので、今年度中に用船をさらに二隻追加用船をいたしたいと考えておりますし、来年度におきましても用船の追加

というものを予算要求をいたしておるところでございます。

○政府委員(向井清君) お答え申し上げます。ただいまお話ございましたように、海上保安庁といたしましては重点海域を定めまして、そこに他管区からの応援派遣を含めまして重点的に船艇を配備いたしまして、効率的な取り締まりを行っております。航空機についてもほぼ同様の体制で行っております。航空機についても現在のところ、ほぼ円滑な業務運営が図られてはおりますけれども、やはり今後の長い推移を考えますというところ、漁業水域あるいは漁船隻数の増加ということもございまして、いまの体制そのものがかなり無理をして集中配備をいたしておりますので、やはり現有勢力のままで長い間このような取り締まり体制を維持することは困難であるかと思ひます。

したがって、五十二年度から急速な整備増強に踏み切っております。その中の要点といたしましては、ヘリコプター搭載の三千二百総トン型の大巡視船、それから千トン型の新鋭大型巡視船、それから三十メートルの長さのございまして三千ノットの高速巡視船、それから大型飛行機、中型ヘリコプター、こういう最も使用のございまして優秀な船艇、航空機を整備いたしまして、広範な漁業水域における警備、取り締まり体制に当たらせたいというふうに考えております。すでに五十二年度当初予算、五十二年度補正予算におきまして相当数の整備のめどがつきまして、海上保安庁の漁業水域におきましての取り締まり体制も格段の充実を見たわけでございますが、今後ともこのような考え方のとおりでありまして、財政局とも積極的に折衝を進めて充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

○相沢武彦君 現状の取り締まり実態で御尋ねをしておきたいんですが、二百海里水域法がソ連に適用されたからソ連船が初めて北海道の海に姿をあらわしたのが九月の十八日、それ以来二百海里水域で約九十隻近いソ連漁船が確認をされております。襟裳岬から釧路沖にかけて大体常時四十

隻前後ぐらいは操業を続けているというところでありました。この担当は一管本部なんですが、十二隻の巡視船を配置して、二、三隻がチームを組んで輪番で哨戒に当たっているということなんです。この体制で十分な臨検が現在行われているんでしょうか。

○政府委員(向井清君) お答え申し上げます。ただいまお話ございましたように、第一管区が担当管区でございます。当該管区の巡視船艇はもとより、先ほどお話申し上げましたように、他管区からも逐次派遣をいたしまして体制強化を図り、常時五、六隻の巡視船が取り締まりに当たっております。航空機がこれを支援して常時監視体制をしております。相手方のソ連漁船の動静は、先ほど申されましたように、最近でございますと毎日三四十隻の漁船が主として道南海域に出漁しておるという状態でございます。これに対して先ほどお話がございましたように、チームを組みまして順次立入検査を実施しております。ところでござい

ます。現在までに、昨日までのところ二十五隻の立入検査を行ひまして、本日たまたま入りました報告によりまして、さらに二隻追加されました。本日まで二十七日の立入検査が行われておる。そのうち四隻が検挙されたということになっておるわけでございます。

ただ、この場合ちょっと御理解願いたいのは、当該海域と申しますのはかなり海象条件あるいは海域の対応が厳しいところがございます。またソ連の漁船と申しますのは、わが国の漁船とやや異なりまして相当大型の漁船でございます。小さいもので数百トン、大きなものでございまして二、三千トン、母船でございますと一万数千トンという大型船でございます。これに対して洋上で立入検査を行うというところは、わが海上保安庁のいままでの経験から申しても余りそのようなケースはございませんでしたので、かなりの困難があることは事実でございます。実際、救命艇をおろしまして向こうの船に近づくとともになかなか困難

でございますし、それから相手のおろしますなわばしごを伝いまして高さ三、四メートル、あるいは母船でございますと、十メートルに及ぶような高いところまでなわばしごをよじ登るといふような困難な作業をまず前提として立入検査を行う。これも大型船でございますから、相当時間のかかる立入検査を行うわけでございます。その結果、二十七隻というものの立入検査を行ったわけでございます。幸いにして現場の職員がわめて士気旺盛でございます。先ほど申したような困難な状況を克服しながら逐次このような取り締まりを行っております。だんだん業務にも習熟してまいりましたので、これからほぼ円滑に業務が行っていくものと確信いたしております。

○相沢武彦君 いまの御説明で、大変相手の船は大きい、それから海上がしけていて接舷も非常にむずかしい。そういう困難な中で臨検の作業をやっているわけですが、臨検をしようと思つて近づいたけれども、しけのために臨検の機会をやむなく逃してしまつた、こういう例はあるんでしょいか。もしこれが日本の巡視船がもっと大型であれば臨検できたにもかかわらず、船が小さいために、また、しけが非常に強かつたために、危険を伴うのでやむなく臨検の機会を逃してしまつたという例は、現在までのところござい

ますか。

○政府委員(向井清君) 実情について若干御説明を申し上げたわけですが、確かに先生おっしゃいますように、海がしけました場合には大型船でも近づいていくということがはるかに容易でございますし、また、広い海域において長期航海をいたしましてソ連側の漁船を監視、取り締まりするということも、大型船でございましてとなかなか容易ではございません。ただ、一つの問題といたしましては、やはり現実に入立検査を行うということにつきましては、ボートをおろしまして相手の船に乗り移るといふ作業が伴いますので、大型船に優秀な職員を乗せ、優秀な機材を乗せて行つたという総合的な業務体制が必要かと

考えております。

○相沢武彦君 これから冬になりますとますます海もしけすし、さらに船体に対する着氷、氷が着いて非常にまた条件が悪くなる。こういうことで、非常に現場で勤務をされる方たちは御苦労が伴うわけでございますけれども、そういう点で、やはりこの二百海里に伴う取り締まりの体制、これは非常に今後重要な役割になりまして、現在進めている整備体制をさらに急速に整備されるように、海上保安庁または水産庁も大蔵省に対して強力に申し入れをして早急な整備体制をとられるように、強く要望しておきたいと思っております。

日本の漁船がソ連の警備艇の臨検を受けて、すでに相当の件数、それから罰金額を払っている状況は、午前中から各委員から質問があったとおりなんです。ソ連側の言う違反による請求された罰金の額というのは、事例によってかなりさまざまな差があるようなんですけれども、罰金の額によってソ連当局としては一定の基準を設けて徴収しているのか、それとも現場の監視船の取り締まり官に一任をしているのか、日本政府としてはどう判断に立っていますか。

○政府委員(岡安誠君) 確かにいままでのソ連の当局によります罰金賦課の額は、たとえば操業日誌の不備を理由としているものをとりましても、三万円から四百万円にまで及ぶというような差がございます。これは調査をよく見てみないとわからない点もございまして、違反の事実が一つだけではないと、複数にもわたるといふような理由、そういうことも考えられるわけでございまして、しかしそれだけでも必ずしも理解できない面があります。

そこで、はなはだ統一を欠くということで、私もソ連の専門家と会合をいたした際に、どういう基準で罰金を科しているのかという点を質問をいたしたわけでございます。それに對しましてソ連側は、違反の種類とか、程度等によりまして一定の幅を持った罰金額の基準というものを設けて

て、その基準によって現場の監督官が具体的な罰金の額を決定をしているというふうなお話でございました。で、その幅につきましてどういうようなことを裁量基準にしているかという点をも質問したわけでございますが、それに對しましては違反船の総トン数、それからソ連の監督官に對します協力程度、それから累犯であるか、初犯であるかというふうな別等の要素を勘案をして現場の監督官が決めるのだということでございます。

それにいたしまして、私も必ずしも統一ある額が科されておるといふふうには考えられませんが、これはわが国の漁民に与える影響も非常に大きいからできるだけ統一された額、同じような違反事件については同じような額の罰金が科されるようにぜひ指導をしてほしいということ、強く申し入れておるところでございます。

○相沢武彦君 ソ連当局の監視体制の責任を持つ監督官、この実情についてお伺いしたいんですが、日本海、千島列島、それからカムチャツカ、オホーツク海別にどうなっているか。また、これを統轄するところはどこなんでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 北洋におきましてソ連の取り締まりは、ナホトカとか樺太とかいろいろございまして、それを統轄しておりますのはウラジオにその統轄機関があるようでございまして、これは極東漁業規制総局というふうに言われております。

○相沢武彦君 ソ連当局、特に関係があるのはナホトカ漁業総局になっておりますけれども、ソ連の監視艇による日本漁船の違反摘発の件数、罰金額、こういったものを日本の方で調査したものと、すでにもう照合はされているんでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) ソ連の官憲がわが国の漁船に科した罰金の額が、わが国の違反船の申告した罰金額とそれからソ連の承認している罰金額が整合性あるかという御質問でございますが、これは私も日本漁船についてはどういふ名目で、どういふ罰金をとられたということは照会をし、把

握をいたしております。

ただ、従来は必ずしもすべてのケースについて違反の調査、それから罰金の領収書等をもらってきておりません。したがって、ソ連が——これは違ひはあるはずはないと思いますが——これは監督官が理解をしている違反のケース並びに罰金の額と、それから日本漁船が理解をしております違反の内容並びに罰金の額が多少食い違っております。と申しますのは、いままでのわが国漁船が払いました罰金の中には、いわゆる罰金と、それから違反して漁獲した魚に依りまして損害金というものを支払われております。それらの区別が調査ないし領収書等はつきりいたさない場合には、その了解の内容が食い違つ場合もあり得るのではないかとこのように考えております。

そこで私も、先般モスクワで交渉いたしました際に、今後は必ず調査の写しをわが国の漁船に交付するようにと、それからわが国の漁船に對しましては罰金の領収書をもらってくるようということを話し合ひまして、両者合意いたしましたので、今後はそういうような書類が完備いたしますので、食い違い等はなくなるものというふうに思っております。

○相沢武彦君 ソ連の罰金攻勢の激化に對して、常時意思の疎通というか、調整を図るといふか、確認をするというか、そういう立場でナホトカの漁業総局に水産庁の係官を常駐させるべきである、こういう提案に對して水産庁はそれを決定したように聞いているんですけれども、間違ひございませんか。

○國務大臣(鈴木善幸君) そういう方針で、いま外交チャンネルを通じて交渉中でございます。

○相沢武彦君 そうすると、相手方と交渉中であり、こちらの方として、日本の水産庁としてはいつごろ、何人、だれを決まれば派遣をするという用意はすでにできていると、こういうふうな受けとてよろしいですか。

ういふ人数の問題その他も含めて、いま外交チャンネルで交渉を重ねていると、設置をするという方針は、わが方としてはもう決ままして交渉に臨んでおると、こういうことでございまして。

○相沢武彦君 そうすると、何人派遣をしたいということまで向こうと交渉をしているわけですから、決まればすぐに行ける人の手配も水産庁内部としては内定をしていると、決まればすぐに派遣をできると、こういう準備は完了していると、このように受けとてよろしいですか。

○國務大臣(鈴木善幸君) そのとおりでございます。

○相沢武彦君 それから、今回ソ連から罰金を取られた多くの漁民の人たちの様子を聞いてみますと、非常にやり方に対して不信を持たざるを得ないと、こういうことで非常に訴えがございまして、相当高額の罰金を請求されましたけれども、ソ連の取り締まり官がその漁船の乗組員の持っている時計に目をつけて、その腕時計を渡すと罰金の額が十分の一ぐらいに少なくなりましたと、こういう話もあるわけなんですけれども、こういうことが本場に行われているとすると、ソ連の場合は、いわゆるソ連の最高会議幹部会令で決まっています、そこから指示された法的な根拠のある罰金の体制ではなくて、ソ連監視艇の取り締まり官のいわゆる胸一つで決まる、賄賂一つでもうどうにか、こういう批判も起きてくるわけですし、そういうことがいつまでも行われているということは非常に遺憾なことではあります、この点については、大臣、どのように見解を持っておられますか。

○國務大臣(鈴木善幸君) まあ、いろんな場合があつて、それが納得がいかないということであつてはいけませんので、午前中にもお答えをいたしましたように、必ずその調査を日本の当該漁船に写しを交付するよう、これを強くモスクワの先般の交渉で申し入れをしまして、ソ連側も、そのようにぜひやらせる、それを徹底をさせる、こ

いう確約を得ております。

○相沢武彦君 そういうような賄賂まがいの実情について、水産庁としては、漁民からの訴えを聞かれて、その上で抗議あるいはそういうことのないようにというふうな申し入れをした事実はあるんでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) いま先生の言われたような、罰金をその場でまけるというふうなケースは、私もまだ当該の漁民から聞いておりません。もちろん、そういうことが事実という事になれば、私もその連側に厳重に申し入れなきやならないというふうに思っております。

○相沢武彦君 現在まで漁業種別の違反を指摘された件数を、種別ごとに御報告いただきたいと思っております。

○政府委員(岡安誠君) お手元の法案審議用の参考資料はちょっと古い資料でございますが、最近の十月二十日現在で申し上げたいと思っております。全体の違反漁船として罰金を科された件数は百二十三件でございます。そのうち最も多いのがイカ釣りでございます。これが五十八隻。それから、あと十五隻が沖合い底びきでございます。それからサンマ棒受けが七隻、それから底刺し網、はえなが十八隻、あとは北洋イバラガニ、東樺太ズワイガニ、千島の花咲き、毛ガニ等が、それぞれ三隻ないし五隻というふうなことになるっております。その他、一隻ぐらいつつほかにもございます。

○相沢武彦君 いまの説明を聞きますと、イカ釣り業者が圧倒的に多いようなんですが、その理由はどういうところにあるんですか。

○政府委員(岡安誠君) ソ連の漁業水域全体に出漁ができるということで許可証を発給いたします船が六千二百隻を超えているわけでございますが、そのうち、もう四千隻以上をその六千隻の中でイカ釣りの中で占めているわけでございます。それも、イカ釣りの中では中小の船、これが大部分でございます。ともかく数が多いというところ、それから中小漁船でもございますので、ふなれな点があるというふうなことから、主として操業日誌関係の違反を中心にしたしまして、イカ釣りの違反が多かったのではなからうかというふうなことを考えております。

○相沢武彦君 零細な業者に対する、やはり水産庁としての指導の徹底の仕方が最初からないがしろにしたというふうか、軽視をしていたという点があるんじゃないかと思うんですけれど、その辺はどうですか、御反省ありますか。

○政府委員(岡安誠君) 私どもは、中小だからとか、大型だからというふうにしたつもりはございませぬ。私もこの協定の発効に当たりましては、ブロック別に講習会等を開きまして、また業界別にも説明会等を開いて、それぞれ末端までの趣旨の徹底に努めたつもりでございます。何せその数が多かったことで、また期間も必ずしも十分とれなかったということもございまして、趣旨の徹底を欠いたというふうな感じがもしもあらずでございます。私もその後にございまして、ナホトカにおいて、またモスクワにおいて交渉をいたしました結果等も、通達により、また講習会等により、それぞれ徹底をいたしておりますが、今後ともこれらの違反の減少、絶滅を期するために、随時講習会等を開いて趣旨の徹底に努めてまいりたい、かように考えております。

○相沢武彦君 違反内容別の件数を見ますと、この中で操業日誌関係の違反指摘が非常に群を抜いて多いわけですが、操業日誌関係の違反と云うのは、具体的にどういうふうな内容なんですか。

○政府委員(岡安誠君) 百二十三件のうち、操業日誌関係として分類できるものが八十三件ございまして、そのうち、最も多いのが一部記載漏れという、誤記も入っておりますけれども、それが三十四件でございます。その次が、漁獲量を正確に記載していなかったというものが、これが十三件、それから、とじひもの末端を表紙等に張りつけて封印をしていないと指摘されたものが八件、それから、ページの番号を記載をしていないというものが八件、それらが多い方でございます。

○相沢武彦君 ソ連はこの操業日誌について、どうしてこういう厳しい態度をもって臨んでくるのか、理由についてはおわかりになっていらっしゃると思いますか。

○政府委員(岡安誠君) これは、やはり二百海里体制というふうにおきましては、漁獲量、それから魚種、海域等を中心とした規制が行われるわけでございます。それらの規制を確保するというこのためには、操業日誌というものが重要な地位を占めるわけでございます。ソ連船につきましては、従来、そういうような訓練が行き届いておりましたけれども、残念ながら、わが国の船につきましては、操業日誌を正確に記載するという習慣が必ずしも従来なかったということもございまして、不注意から違反を犯すという事例が大部分ではなかったかというふうに思っております。それ以外におきましても、たとえばつづりひもの封印がないというふうなことは、これはソ連と日本とのいままでの慣習の違いでございます。ソ連はそれだけ大事に操業日誌を扱っております。ところが、日本の方はそれほどでもなかったというふうな相違に基づくものというふうに考えております。自後におきましては、それぞれ適合を持って、操業日誌というふうなきわめて機械的な事項についての違反は、これを極力なくすというところで交渉をし、合意に達したのもございまして、それらの趣旨をなるべく早く末端まで徹底をいたしたいというふうに思っております。

○相沢武彦君 この操業日誌について、日本の漁業者の慣習と向こうの慣習の違い、こういうことは事前にわかっていたことなんでしょう、もっと摘発される前の話し合いというものがあれば、かなり摘発件数は避けられたのではないかなと思うんですが、この点、ちょっと操業日誌にかかわる水産庁の取り組み方というのに甘さがあつたんじゃないでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに操業日誌は大事なもので、それから今回の二百海里関係の規制は操業日誌が中心になるということは、講習会等で徹底したつもりでございます。ところが、日本の漁民の現状からいいますと、もう少し徹底して講習会その他をすべきであつたかというふうな思ふ節もございまして、ただ、先ほど申し上げましたように、それ以外でもつづりひもの問題につきましては、これは全く慣習が違うので気がつかない点でございまして、私もこれは私の方の風習としてそれはなかったと、それを直ちに違反として摘発するのはおかしいということを申し入れたしまして、申し入れをしたとき以後におきましては摘発を中止していただいて、一定の猶予期間を置いてから検査をするというふうに思っております。今後はこういうふうな事例はなくなつてくるものと、こういうふうな思っております。

○相沢武彦君 そうしますと、操業日誌のとじひもの捺印がされてないというところで罰金を受けた人がありますけれども、要するに水産庁としてもそこまできちんとやらなければ罰金を取られるというところは予測をしていなかった。だから、事前の講習会でもその点は通達は出せなかったということですね。それで、水産庁からのそういう指示がないために操業日誌のとじひも、割り印というものをしないで罰金を受けたものについては、水産庁はどうなんでしょう、責任を感じられて、その罰金については政府の責任と、こういうふうな受けとめられますか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに習慣の違いでございまして、私もあらかじめそういうところまで指摘ができなかったことは事実でございます。ただ、それを直ちに政府の責任として、政府から補てんその他の措置を講ずるということはいかがかというふうな思っております。私も、今後そういうふうな事例の発生をなくすというふうな努力はいたしたいと思っております。それから、過去にすでに支払われた罰金につきましても、国が穴埋めその他の方法を講ずるようなことは困

難ではなからうかと、こういうふうに思っております。

○相沢武彦君 その辺の細かいところの取り決めがなかったために犯した違反、それについてはソ連側と交渉してそれを取り戻すという努力はされたい。

○政府委員(岡安誠君) 最初の専門家の会議でありますナホトカにおきます八月の交渉におきましては、私も日本側としては、そういう習慣がないからそういうものを事由として罰金を科することはおかしいということを強硬に申し入れたわけでございます。しかし、ソ連側としては当然のことであるということで、それまでに科されました罰金を返済すると言わなかったわけでございますが、習慣が違えばそういうような習慣というものを下まで了解させる期間が必要であるというところになりまして、一定の期間は違反として処罰はしないというところまでまいったわけでございます。したがって、過去のこれを理由とする罰金の返還というところまではいっておりません。

○相沢武彦君 結局、そうすると、決められた事項を守らないで違反を犯し罰金を受ける、これはもう当然やむを得ないことだと思ふんですけれども、当然過ぎるほど当然だと思ふますが、国の指示どおりにしたにもかかわらず、また、国の指示がなかったためにささいなことで罰金を科せられる。もうそれはしょうがなかったんだとして政府が一切めんどろを見ない、政府に責任はないとそのままにされるのは、非常に酷じゃありませんか。何らかの道はありませんか。

○政府委員(岡安誠君) この点につきましては、先ほど申し上げましたとおり、非常に困難であるというふうにししか申し上げられないわけでございますけれども、これは蛇足かもしれないけれども、実際の問題として申し上げますと、違反漁船、これはすべてを当たったわけじゃないけれども、その大部分はつづりひもの封印なしというだけで罰金を科されているわけじゃないように思います。ほかのやはり違反事項と合

せまして罰金を科せられているという事例が多いわけでございますので、そういたしますと、つづりひもの封印分だけはどうかというふうなことになることも考えられる。それは根本的には、それらについて政府が税金から穴埋めをするというところが適当かどうかという問題もございまして、これは、実際問題としても処理がはなはだ困難であるというところでもございまして、この点につきましては、国が穴埋めをするということとは現在では考えておりません。

○相沢武彦君 それから、停船命令違反というのが五件ありましたけれども、この内容がどうなっておりますか。ソ連の監視船に停船を命ぜられた日本漁船が逃げようとした事件が本当にあったのかどうか、事実関係は確かめてございまして、

○政府委員(岡安誠君) 停船命令違反として罰金を科されましたのは、その後ふまえて現在では七件になっております。で、大体ソ連の主張によりまして、臨検に先立ちまして日本漁船に停船を命じますけれども、その場合、日本船がそれを無視してジグザグに逃亡したり、それから古い網を投棄したりして追跡を妨げたというふうなことを言っているわけでございます。私もその場合におきまして、そういう事例はあるかもしれないけれども、漁船の中にはソ連の停船命令がよくわからなかったというふうな事例もあるんだと。

そこで、ソ連の停船命令というものがどういうような方法でやっているのかということと照会をいたしたわけでございます。それに対してソ連側は、まず国際信号旗を上げる、それからサイレンを鳴らし、それでもだめな場合にはサイレン以外の音響の信号を順次に発するのだということでございます。しかし、それだけではやはり十分ではないので、もう少しわが国の漁船がはっきり認識できるように方法を考へてほしいというところを重ねて申しましたところ、最近になりましたソ連側がわが方へ示してまいりましたのは、まず国際信号旗を上げる、で、それと同時に音、または光による信号を発します。それで、以上の信号

旗なり、音、光による信号に従わない場合にはロケット信号弾を投げます。それから接近して、日本語でスピーカー等によってその旨を伝達いたします。それだけをやりますと言っているわけでございます。私もこの程度であるならば、夜とか霧のときとかというときにおきましても相手方の停船命令を知らないで過すということはあるまいというふうなことを考へておりますが、なお、私も申しまして、停船命令を無視したのと、それから知らなかったということとは違うから、その辺はひとつ厳密に判断をして措置をしてほしいということを申し入れてございまして、

○相沢武彦君 漁民の方から訴えられている声としては、ソ連の監督官が向こうの漁船に乗って、漁船を使用している場合が、非常に停船命令、そういう標識ですね、うっかり見過ごすことが多い。それで逃亡と誤解されている点もあるのだと。こういう訴えもあるのですが、今後いまい御説明の音とか光、あるいはロケット弾、こういうものがあればわかると思うのですが、それ以前にたえは漁船なんかを使用している場合、なかなか標識が見えないためにそのまま操業を続けていた、運航していた、それで音を出し、光を出し、ロケット弾を打たれて初めて監督官が乗っているんだと、停船をしたときには違反ではないと、そこで話を詰めてあります。

○政府委員(岡安誠君) そういう申し入れをいたしているわけでございますが、なかなかこれは事実認定のむずかしい点もございまして、私もぜひそういうふうな取り扱いをしてほしいということを申し入れております。

○相沢武彦君 それから、先ほど話の出したいわゆる大陸だな資源の混獲という違反内容の問題ですが、漁業の実態として、ヒトデとかその他の魚種と一緒にとってしまうことはやむを得ないことだと思ふのですが、この点についてソ連側との話し合いがどうなっているのか。話し合われた後はこの点の違反摘発がその後なくなったか、また再度起きてくるのか、その辺ちょっとお伺いしたい。

○政府委員(岡安誠君) 確かに、場合によりましては大陸だな資源と称されるようなものが入ってくる、いわゆるヒトデとかツブとか。そういう事例がたくさんあるわけでございます。私も根拠をいたしましては大陸だな資源であるからというところでもございまして、これはいたし方がないといったとしても、やはり当然網を打てば混獲の状態が起きます。そこで、そういうような場合にはまず捨てる。捨てるに際しまして、偶然に監視船が寄つてきて臨検がなされたという場合に、混獲の状態にある生物がまだ海中に生きたまま戻るといふような状態にある場合には、これは混獲をして違反であるというふうな扱ひからというところを強く申し入れたわけでございまして、私も申しまして、そういう状態の場合には違反ではないというふうにしてもらつと同時に、死んでしまったような状態の場合には、直ちに海中に投棄するようにというところを指導をしておりますので、今後はこのような事例によりまして違反に問われるようなことはなくなるといふふうに考へております。ただ、これらの話し合いが行われました後でも、一、二件なお違反に問われている事例がございまして、私も厳重に抗議をいたしまして、至急末端まで指示が届くようにということをお願いをいたしておる次第でございます。

○相沢武彦君 八月にナホトカでトラブル解消のための専門家会議が行われたわけなんです、この会議後、ソ連の違反摘発の状況はどのように変わってきたというふうな判断がなされますか。

○政府委員(岡安誠君) 違反は現在まで累計百二十三件でございます。一番違反が多かったのは八月でございます。八月の中頃にナホトカで専門家会議が行われたわけでございまして、九月、十月とまだ激減というところではございませんけれども、減っております。また、形式的な違反というものは減つていっていると思ふ。私も、さらにこう

いう調子で順次違反事例が減るようになり、さらに努力をいたしたいというふうに思っております。

○相沢武彦君 ナホトカ会議以後の結果とどういう関係があるか。話し合いにかかわらず、相変わらず違反の指摘を厳しくやっているのか、それともまた全然別な新しい種類の違反を日本が犯しているから摘発されているのか、その辺はどうなっていますか。

○政府委員(岡安誠君) ナホトカ会議で合意をいたしましたものにつきましては、ソ連船はこれを違反としてはこちらに申し立てたところ、その中には、先ほど申し上げましたように、操業日誌関係では末端までなお指示の徹底のために時間を要するものにつきましては、暫時摘発を猶予するというようなケースもございます。したがって、件数だけで直ちに比較はできませんが、そういう形式的な違反は減っております。ただ、ナホトカ会議でも合意に達しなかったものもあるわけでございます。それらにつきましては、引き続きモスクワでの十月での交渉の際にさらに専門家会議を催しておりますが、なお両方で合意をしないようなものも残っておりますので、それらにつきましては、私の方から摘発はやめてくれとは申し込めないで、できるだけ早くこの意見の相違は調整をいたしたいというふうに思っております。

○相沢武彦君 一つ確認をしておきたいんですが、十月二日、稚内の漁船がソ連の検査官グループの乗船を妨害したと、こういう理由で罰金百万円を請求されたのでありますけれども、この漁船の人たちは全く身に覚えがないと、にもかかわらず罰金を科せられたと、こういう訴えをしておりますけれども、この事件は一体どういう内容なのか、実情を御説明いただきたいと思っております。

○政府委員(岡安誠君) 御指摘の十月二日の件は、稚内の沖合い底引き漁船の第十五日東丸が、十月二日に東樺太沖でソ連監視船から臨検を受けたわけでございます。そのときにこの漁船第十五日東丸が、去る八月十八日でございますけれども、

も、八月十八日にソ連の監視船の臨検を妨害したという理由で罰金百万円の請求を受けたわけでございます。その当該第十五日東丸は身に覚えがないというふうに考えたわけでございますが、

〔理事山内一朗君退席、委員長着席〕許可証、操業日誌の没収がされては困るというところから、罰金を支払って帰ってきたというふうに申し立てております。

なお、八月十八日の件といふのは、第十五日東丸の話によりますと、わが国の漁船が敷設しましたカナゴ漁場の中におきましてソ連漁船を見かけて接近した後、そのまま立ち去ったわけなので、ソ連船の言うように臨検を妨害した事実はないというのを申し立てております。

そこで、私もひとしきりしては、この件は第十五日東丸の申し出どおりとするならば、臨検を妨害した事実がないからこの罰金は不当であるということと、それからもう八月十八日にあったものを相当日時がたつてから罰金を科するということ、これはおかしいではないかという二点につきまして、早急にソ連側と話し合いをし、抗議を申し入れたらというふうに思っております。

○相沢武彦君 今後の問題として、関係漁業者は、洋上会議のようなものを、話し合いをどんどんやって問題を一つずつ解決していくようにしてほしいと、こういうことを望んでいるんですが、農林省としては、水産庁としてはこれをものと強力にやっていると聞いていますか。

○政府委員(岡安誠君) 北海道の場合には、宗谷支庁の漁業調査船が中心になりましてソ連側の監督官と洋上会議をした結果、非常にその後違反者もなくスムーズにいっているという事例があることは承知いたしております。もちろん、そういう機会があれば、私も洋上会議等は大いにやっていきたいと思っております。ただ問題は、そういう洋上会議のほかに私も私ども外交ルートを通じて通じまして、交渉すべきものは交渉し、取り決めるものは取り決めるというふうなことも、あわせてこれはやっていきたいと思っております。

○相沢武彦君 最後に、罰金を取られた漁業者の中には、漁業者側から言わせると不当な理由で罰金を取られたというケースも大分あるようなんですが、こうした場合、その不当性を訴えるところですね、事件抗告の手続方法、これは現状をものと明確化してほしいという強い声があるんですが、これについては水産庁としては、関係者に対して徹底をするような準備をいま進められているでしょうか。ソ連邦の国内法では、地区人民裁判所に十日以内に抗告することができるとなっておりますけれども、特に十日間ではこの洋上の事件、実際上そういう手続はこれぐらいの期間では不可能なので、操業を終えて帰港してからでも間に合うだけの相当期間ある程度抗告期間を設けてほしい、こういうようなことで要望が出ておりますけれども、これについての御検討はどこまで進んでおりますか。

○政府委員(岡安誠君) これは先ほど大臣からもお答えしたところでございますけれども、ソ連の罰金というものは行政罰でございます。これに異議がある場合には、人民裁判所の方に異議の申し立てができるという道もございます。ただ問題は、そういう道をとるにいたしましては、御指摘のとおり相当な日時を要する、その間漁労活動ができないというふうなこともございます。そこで私どもは、問題の点につきましては、先ほどお話しがありましたように、北海道なり国の指導船等が中心になりまして、相手方の監督官と洋上会議等の機会を持ちまして事実を明らかにする方法、また正規の外交ルートを通じて、おかしものはおかしいとして抗議をし、罰金の返還を求めものは返還を求めるといふような道を私どもはとっていきたいというふうに考えているところでございます。

○下田京子君 午前中から大分ソ連からの罰金問題が話されておるようですが、大きく二点についてお尋ねします。第一には、先ほど来からこれはソ連と日本との習慣の違いであるとか、あるいは漁民のふなれに

よるいろいろなそういうことで起きていることが多いというお話が大分出されておるようですが、でも、たとえれば、逆に言えば、そのふなれな状況が解決して軌道に乗るまでのその間に起きたいろいろな問題の中で、悪質な何とどう問題についてはこれは別といたしまして、とじひもの問題であるとか、非常に漁民のいわゆるふなれから出てくるミスなんかについての措置については、先ほど来から、まあこれは政府で云々ということについても責任を持って補償するようなことにはならないというお話ですけれども、しかし、やはりこの点について具体的に考えていただきたいということ、私を、私も重ねてお願いしたいところなんです。

といふことは、御承知かと思っておりますけれども、九月の十四日にソ連の二百海里罰金によってついに漁民がもう今後操業を続けることができなかった、許可証の没収、操業断念という事件が起きたというところで、これは十月の二十日付の新聞等にも報道されている事件でございますけれども、こういうことが今後また相次いで起きないということは保証がないと思っております。こういうことについては、この方の場合には第二十五恵福丸で八・二トンの船ですけれども、操業日誌に休漁中の日付が記入されていない。それから、船長が交代しているのに、名前を書き換えたという理由でもって百八十万円請求されたというものがございまして、で、実際にこの方は金策等に駆け回ったけれども、漁協関係からも正組合員でないというところで断られたとか、あるいは担保の問題とかいろいろあつて、道とか根室市だとか関係するところにみんな頼んだけれども、金策つかず操業断念ということになったというお話なんです。

となりまして、最初に申しましたように、やっぱりこの習慣の違いとか、双方のふなれだとか、あるいは指導をきちんとやっぱりとじひも等についてやれなかった部分なんかも含めて、信用保証措置といふんですか、金融機関への指導などと

いうこともあわせて、政府でやっぱりある一定期間暫定的にめんどろを見ようというのをどうしても考えていただくことが必要じゃないかと思うわけなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 一般的に申し上げますと、やはり罰金の支払いによりまして経営が非常に困難になるという事例もないわけじゃないかと思っております。そういう場合には、いろいろな形で資金の融通という道も現在あるわけでございます。

いま御指摘の第二十五恵福丸の事件は私も承知いたしておりますが、これは特殊な事犯ではなかったかというふうに思っております。私どもはやはり罰金を支払う、それによりまして損失を政府が何らかの形でこれを裏打ちをするということ、財政を支出する側においても問題があるのみならず、また対外的にも問題があるというふうに考えております。

これも先ほど大臣からお答えをいたしておりましたけれども、一般的に罰金の負担が大きいと、それも悪意、故意ではなくて、見解の相違等によりまして罰金の支払い等につきまして、互助組織というものをつくってこれをカバーする方法はないかというように、現在民間の方で議論がなされているわけでございます。そういう互助的な組織をつくらせてやるという場合につきましては、私もいろいろ御相談にのりますと、その組織を運営するために必要な事務的な経費の一部につきましては、国からも助成ができるようにということで来年度の予算に計上し、現在大蔵省と話し合いをしておるというのが現状でございます。

○下田京子君 互助会組織の話は先ほど聞きました。それとあわせて特殊なケースだということですが、今後こういったケースが決してないというところは断言できないことだと思っておりますし、実際に罰金というか、違反を奨励するという意味じゃありませんけれども、罰金の金策にも困って手の打ちどころがなくなってきた事態で

もありませんし、いろんなことを考えてみて、恒常的というのじゃなくて、暫定的に金融機関への指導とか、あるいはこういった特殊なケースだった特殊なケースに遭った相談があったらその措置をするとか、そういうものはあつてしかるべきじゃないか、こう思うわけですが。

○政府委員(岡安誠君) 特殊なケースについては特殊の措置をというお話だと思いますけれども、この第二十五恵福丸の事件につきましては、いろいろいまお話ございましたとおり、漁協からの借り入れとか、それから信用組合からの借り入れその他本人も奔走いたしましたし、道庁といたしましてもいろいろ努力をいたしましたようにございまして、ところが特殊な事情がございまして、なかなか国や組織からも借り入れが困難となり、また信用組合等からの借り入れにつきましても、保証人の問題等がネックになりまして借り入れることができなかったという残念なケースでございます。もちろん、今後こういような特殊なケースがある場合には、私もそれぞれ県等を指導をいたしまして、できるだけ必要な資金の融通ができるように、それは指導していきたいと思っております。

○下田京子君 いま特殊だということ、そのことについては今後対処していきたいというお話だったので、ぜひ具体的に相談に乗って、今後一切操業ができなくなるなどということがないように、特段にまた関係方面と連絡をとって対処いたしたいということ、重ねてお願いをしておきます。

第二の問題ですけれども、混獲のことですけれども、やっぱり問題があったようだけれども、先ほど来から具体的にヒトデのことなんです。水産庁の指導としてはヒトデについては海に投げればいい、こう考え、まあそういう指導をしているというお話ですが、現地の皆さん方にはもう網に絡まっちゃ取りにくいわけですね。だから大事な問題、いわゆるソビエトが大陸だの資源云々という言われているけれども、実際

に生態的に見てこれは有害だという、そのことをはっきり認めさせて折り合いをつけないと、ただ投げればいいということになると問題は解決しない、こうおっしゃっているのですよね。しかも、ヒトデ一個が十萬あるいは二十萬というふうな、先ほど来から基準のことがずいぶん問題になっておりますけれども、そういう形で解決されるということについては納得いかない、根本的に話し合いを進めなさい、こういうふうに言われているわけなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 確かにヒトデにつきましては、有用性という点から見ればそんなに厳密に違反を問うべきものではないというふうな私どもも考えます。ただ、ソ連側がこれはやはり大陸だの資源である、大陸だの資源というものは有用性のいかにかわからず、やはり生物としてヒトデがその範疇に入るといことで、結局意見が合わなかったわけでございます。したがって、とりあえずの措置をいたしました、私もいいたしましてそういう混獲されたものは直ちに海中に投棄をするということ、そういう指導をいたしておるわけでございます。いまお話のヒトデが有用でないということによつて、これは大陸だの資源から外すかどうかということ、これは相当根本的な問題にもなるかと思つて、今後機会をとらえまして、そういう話も別途これは詰めていきたいというふうに思います。

○下田京子君 別途詰めていくという答弁ですが、でも、問題は投げて処理するということじゃなくて、もうそれは確かにそうだけれども、有害生物だというその御認識です。そのところをきちっと押さえてやらないと、このヒトデ問題にも絡んでやっぱりまたまた起きてくるというふうな思ふわけですね。大事なことは、このヒトデのことも含めて相手のあることですから、双方納得いかなければまた出てくるわけですね。その際に、ソビエトがこう言っているからと言っただけじゃなくって、こちらでも本当にどうなのかという

形で対等、平等な立場での外交問題とも絡んで、このヒトデの問題も含めて、その他のことも含めて、より積極的に根本的な問題の対策ということでもってさらに詰めをお願いしたい、こう思います。よろしくどうぞ。

○政府委員(岡安誠君) これはヒトデの問題のみならず、すべてのことにつきまして、双方納得いかなければ合意が成立しないということでございます。そこで私もしましては、合意が得られるように一つ一つ問題に対処しているつもりでございます。このヒトデの問題につきましては一応の対処方針は合意いたしましたわけでございますが、今後基本的な問題は、別途ひとつ相談をしていきたいということで申し上げたわけでございます。

○下田京子君 別途というのは、根本的に解決のための話し合いを進めようというふうに理解いたしまして、次の問題に移ります。

次の点で、水産加工関係、それから塩金の加工団地の問題についてお尋ねしたいわけなんですけれども、まず第一に、何度か私も現地に足を運びましたし、委員会でも調査を行ったところでございますけれども、塩金の加工関係の皆さん方、それから関連業者の皆さん方と懇談した際にまず出されたことが、北洋関連水産加工業の経営維持安定資金の融通措置についてまだ配分が決定していないというお話ですが、これに關してまず第一に、四月とそれから七月段階で二回にわたつて実施をしたその問題について、その二回の融資限度額の合計額を基準とするのではなくて、新たに新規借入れを認めないというのを現地の人たちは大変強く要望されているわけなんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) この水産加工関係業者に對します二百八十億の融資でございますけれども、これは先ほど申し上げましたとおり、まずとりあえずの措置をいたしまして、水産加工関係に對しましては現在八十億のつなぎ融資が出ており

ます。これは六カ月間の期間を限ったつなぎでございまして、これをさらにどうするかという問題が控えておりますので、返還できるものは返還していただきますが、返還できないものにつきましては、これを長期低利の融資に借りかえをするということが一つございまして、これは当然この二百八十億の経営維持安定資金、新しい制度でございませうけれども、これによって借りかえをするということがございまして。

もちろん、それでは先ほど申し上げましたように、当然すでにつなぎ資金と二百八十億との金額の差がございまして、それ以外におきまして、当然北洋漁業関係魚種への原料依存度が高く、漁獲割り当ての削減によって大きな影響を受ける加工業者に対しては、新たにこの経営維持安定資金を貸し付けるといふことを私も考えておるわけでございまして、これは先般の予算等が決まりましたので、現在その融資準備を進めているところとございまして。

○下田京子君 その二百八十億については新規を認めるということですね。で、その際はいわゆる業種の問題ですけれども、第一次分には七業種だったと思ひます。で第二次分ではそれが十業種になって、その中では乾燥品の製造とか塩蔵業とかという形で枠を広げた形で入ってきたかと思うんですが、新聞報道等では一応業種の対象を言っておりますけれども、どういったところが入るか、その辺ちょっとお知らせください。

○政府委員(岡安誠君) この二百八十億の融資の対象業種、現在私ども考えておりますのを申し上げますと、すり身製造業、魚体前処理加工業、ミール製造業、冷凍水産物製造業、水産かん詰め製造業、塩蔵品製造業、調味加工品製造業、乾製品製造業、身欠きニシン製造業、水産練り製品製造業等考えておりますので、御指摘の乾、塩蔵品等の製造等につきましてもこの対象になり得るわけでございます。

○下田京子君 そうしますと、基本的には、第二次分のときに融資対象にした業種が今回も対象に

なるということでございますでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) そのとおりでございます。

○下田京子君 その際なんですけれども、実は第一次分、第二次分について一〇〇%の申し込みという、利用があったかどうかという点なんですけれども。

○政府委員(岡安誠君) 私どもの設けました枠に對して、実際は七割程度が現実に融資されたというふう聞いております。

○下田京子君 七割しか利用申し込みがなかったという原因については、水産庁の方ではどういふふうにお考えでしょうか。現地の皆さん方は大変困っているわけですし、借りたくても実際に借りられなかったと、いろいろあれこれ理由を挙げられておりますけれども、皆さんの方ではつかまれている理由はどういうものがあるかと考えています。

○政府委員(岡安誠君) 私どもは大体御要望に沿い得るよう措置をいたしたつもりでございますし、また借入人が保証力その他について十分でないような場合には、保証協会の利用というのにつなぎましても私も指導をいたしたつもりでございます。必ずしも融資枠の満度に至らなかった理由はケース・バイ・ケースでいろいろあると思ひます。私どもは特に大きなネックがあつて、これが満額融資ができなかったというふうには考えていないわけでございます。

○下田京子君 現地の方々との御認識がずれていまして、それはなぜかという、第一に期間の問題で六カ月であったということも一つ挙げられておりますし、それから操業率五〇%までだというふうなことがありましたし、そういう問題から、それから組合に融資を認めてないというふうな問題もありまして、限度額のことであつたし、あるいは担保能力のこともありまして、それからそういうものをまだよく知られないというふうなことなんかもいろいろ出された。こういう問題についてやっぱり御認識を改めて、実際に

改善する方向でもって二百八十億の経営維持安定資金の活用ということでもって今後具体的な事務の仕事を進めていただきたい、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) このつなぎ資金はまさにつなぎでございまして、日ソの交渉によりまして漁獲割り当て量が大幅に削減された、それによって急激に打撃を受けて、きょうあすの経営が非常に困難を來しておるといふような加工業者に対してましてつなぎとして融資をいたしたわけでございますので、期間も六カ月ということになりますし、依存率もやはり大きい方からとっていくというところもございまして、また融資対象も具体的に困っておられる個人というのにいたしたというところは事実でございます。ただ、二百八十億は、先ほど申し上げましたとおり、つなぎ資金の借りかえ以外にも加工業者に対して必要な資金を融通するというのを考えておりますので、いま御指摘の個人以外の組合単位の借り入れというものが、これはひとつ検討してまいりたいというふうにも思つております。

○下田京子君 具体的に組合の方は検討の課題に入つていふことではしたが、限度額の問題は入りがどういふか、それから操業率の関係は入りがどういふか。

○政府委員(岡安誠君) これは、限度額はつなぎ資金の場合にも相当程度ゆくり見たつもりでございますし、さらにこの運用につきましては、実情を勘案して、特に認める場合には限度額を超えることができないというふうには、私どもこの二百八十億については考えておりますので、できるだけ実情に合った形の限度額の設定といひますか、融通ができるというふうには私どもは考えております。また、操業率につきましても、ある程度実態に合わせるように検討はしております。

○下田京子君 具体的にそういう方向で、これからまた現地なんかとも話し合つたりして決められるんだらうと思ひますけれども、本当に困つてゐる人が借りられるというふうな、そういう実効ある配分と、それから制度に中身をもつと考えていただきたいというふうな思ひます。

同時に、このことに関係してなんですけれども、いままでの対象業種のことですと、これは流通出荷業者が入つておらないと思うんですけれども、この取り扱いはどのように考えられているでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 水産加工以外のいわゆる関連企業、いま御指摘の流通出荷業者等でございますが、これに對しましては、先ほどの私どもの措置のほか、中小企業庁が中心になりまして暫定的な緊急融資四十億を貸し付けております。これもまあ貸付期間六カ月でございまして、これにつきましては、とりあえず必要な期限延長につきましては年度いっぱいこれを延長する、それから来年度につきましては、これは中小企業庁でございまして、五年程度の長期の資金に肩がわりをする、借りかえるというものを現在検討しているところとございまして。

○下田京子君 この流通出荷業者の取り扱いが、いまのようなお話しがございまして、実際に流通出荷業者がその中小企業庁関係の、北洋関連産業の融資を受けられているその額はどの程度のものでしょうか。

○説明員(松尾成美君) ちょっと恐縮でございますが、全体についての業種別の数字はいま手元に持っておりません。たまたま宮城県の出産のケースにつきましては対象にはなることになっておりますが、この緊急融資という形で融資実績がないというのでございまして。で、実は、このほかに私どもの方では中小企業三機関で、実は私どもの方は水産加工業が若干制度が違ひまして、中小企業関係の三機関の融資とこの緊急融資のいわば二本立てのようになつております。そちらの方は申しわけございませんが、いま手元にちょっと、全体の数字はございまして業種別はございせん。○下田京子君 短期六カ月の方の借り入れ四十億でとりまして、そのうちの全体の活用がどのぐらいだったかということですが、聞けば十億程度

だというお話なんですけれども、そうだったかどうか。

○説明員(松尾成美君) 御指摘のとおり、枠四十億に対して実績は大体十億程度にとどまっております。

○下田京子君 ということは、どこにその原因があつてそういう結果になったかというふうにお考えなのか。現地の皆さん方に言わせれば、短期でなくて、その前に緊急な形で、利率の高い方で一般のやつで扱いましたね、一回。それでその後今度短期のやつ、六カ月というのを入れてきましたよね。同時に、このことについてはいろいろと指導体系というか違ひまして、知らなかったというケースも非常に多いというふうに言われているわけなんです。

○説明員(松尾成美君) 先ほど御説明いたしましたように、私どもの場合には、中小企業三機関による緊急融資というのをごさいますして、この問題が起りまして早速に、五月の初めに、この緊急融資でそれぞれの三機関の窓口で地元の資金需要に対応するようにという指導を早速いたしました。これにかかわるものが、七月、いま私の手元にあります実績で大体八十億弱、七十八億という数字になっております。で、こういう制度がございまして、確かにこの緊急融資というのがその後水産加工工業については特別の制度がある。で、関連産業についてはこういう六分五厘という制度がないという点が議論になりました。ではそれにそろつた制度をつくらうではないかということ、若干おくれまして、第二次の水産加工対策と同様に七月一日から発足いたしました。そういう関係で、従来すでに融資を受けておつた方というものは、これに切りかえることを望まれた方と望まれなかつた方があるというの、どうもこれが伸びなかつた実情ではなかつたかと思ひます。

なお、一つつけ加えますと、実はこれは私どもの方の制度的な立て方の問題がございまして、この利子の差額というの、利子補助という形で、それぞれの関連中小企業者の方が直接に都道府県から補助金を受け取るという形になりまして、利子補給の形に比べますと、若干手続的にこれは不便な点があるという点は否めなかつたと思ひます。これは現行法上ちょっと制約がございまして、中小企業の特に国民公庫でございまして、これから借りていく人については私どもが特に法律の根拠がなければ利子補給はできないという問題がございまして、私どもも利子補給が最善だとは思つたんですが、利子補助という形をとらざるを得なかつた。そのために、手続は、いわばお金を借りるのと補助金をもらうのと二重手間になるといふ点がありまして、で、限度が五百万でございまして、五百万程度のものについて二重に手間をかけてやるまでもないということ、これを権利を放棄された方がかなりあつたのじゃないかという点がございまして、まあかなり伸び悩んだという点があるかと思ひます。

○下田京子君 おっしゃる通りに、手続のこととか限度額とか、利子の問題とかがあつたと思うのですが、あともう一点、やっぱり来年度との関係もあると思うんですけれども、実際にそういうものを知らない人もあつたと思うのです。そのことで関係してなんですけれども、指導としてはどういう形でもって希望をとられていられるでしょうか。

○説明員(松尾成美君) この融資の実施につきましては、私どもの中小企業庁、それから北海道、それから東北の三県でございまして、この県との間で打ち合わせをいたしまして、具体的な実務は全部県にお願いいたしました。そういうことで、県には、いろいろと商工会あるいは商工会議所あるいは地元の中小企業関係団体等々を通じて周知徹底するようにということはお願いしたわけでございますけれども、残念なことに、中小企業についての組織率というの、必ずしもたとえば水産加工などの場合は整備されてない面がございまして、その辺で周知徹底を欠いたという面があるという点はあろうかと思ひます。で、私どもも今後につきましては、その点はさらに改善すべく努力はいたしてまいりたいというふうに思つております。

○下田京子君 その点なんですけれども、中小企業庁から各道府県とそして商工労働部のルートでもって調査をなさつていて、希望もなかつたということですから、今後改善するというお話なので、ぜひとも入れてほしいことが二点あります。

一つは、希望をとる際に農林水産部関係の皆さんとの懇談をするということですね。それから第二番目に、加工関係の方が新規加入を入れているわけですから、いままでの十億借りた枠の人たちが切りかえをしまして来年も継続ということではなくて、新規加入も含めて改善方を該当する道府県と話し合いをしていただきたい、こう思うわけですが、いかがでしょうか。

○説明員(松尾成美君) 第一点の農林水産部との連携を十分に保つようという点は、私どもも努めていたつもりではございますが、さらに注意したいと思ひます。

それから、第二番目の点でございまして、この点につきましては、ちょっと緊急融資の当時から水産加工に対するものとこの関連産業に対するものとは考え方が違ふ点が一歩だけございまして。それはこの限度の問題でございまして。水産加工の方につきましては月々を見まして、それでそれぞれ業種別にある程度必要な金額をいろいろ検討されてそれぞれ別の枠を設定するという形で、したがって、期間が延びると枠もふえていくような形で運用されたわけでございます。実はこの水産加工関係と関連産業が、その点についてちょっと差異がございまして。先ほど申しましたように、関連産業につきましては三機関からの融資があつて、全体の金額はそちらの方でかなり大幅に確保できるという前提がございましたので、特利となる額につきましては、災害の場合四百万というのが限度でございまして、それを……

○下田京子君 簡単にお願いします。

○説明員(松尾成美君) 参考にして五百万ということで限度をとつたものでございますから、これにつきましては、その枠については今後五百万というのは変わることは恐らくないだろう。これは発足当時からそういうふうな二つの間に差異を設けるという考え方でございましたので、ちょっとその点は恐らく五百万を踏襲することに相なるうかというふうに考えております。

○下田京子君 私、流通出荷業者との関係でもつてお尋ねしたわけですね。ですから、加工関係は水産関係の方の経営維持安定資金の方でめんどろを見ると、だけれども、流通出荷業者の方は中小企業庁の方になる。そうしたら、それは同じような形で取り扱いにしてやつてほしいということなんです。その点、中小企業庁と話をして、水産庁の方でもきちつと手を打っていただきたいわけなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 北洋対策につきまして、減船漁船対策を含めまして、先ほど申しましたように、六月の二十一日に閣議の了解で方針が決まりました。その中には、関連産業につきましては、水産加工のみならずそれ以外の関連企業につきましても必要な措置をとるということになっておりますので、これらにつきましては、私ども十分中小企業庁とも御相談をいたしまして、それぞれ均衡がとれたような形でもって措置をいたしたつもりでございまして。

今後いろいろな問題は残つておりますので、当然連携は密にいたしまして、片手落ちのないようにいたしたいと存じております。

○下田京子君 そうしますと、非常に要望の多い流通出荷業者の問題も含めて、新規借り入れのことも含めて、中小企業庁とも相談の上、手を打ちたいというふうに理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 今後のやや恒久的な措置につきましては、来年度予算の問題でもございまして、十分御意見を承りまして、中小企業庁とも相談をしてみたいと、かように思つております。

釜の加工団地のことなんですが、細かくはいま触れませんが。いろいろと委員会も調査に行つて、あるいは前にもこの本委員会の中でお話があつたことなので、幾つかについて大臣の方から責任あるお答えをいただきたいわけなんです。

その第一に、加工団地がいま非常に遊休施設を抱えたり、あるいは公害防止事業団の融資の償還期限がこれじやもうだめだというようなことである。いろいろ悩んでおられるわけなんです。その点からまず第一に、公害防止事業団の融資の償還期限です。これを十年延長していただきたいというふうなことが出されているわけなんですけれども、このことについていかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) 釜の加工団地のことは、私、隣県でございまして、あれを初めのころから私も関心を持って見守つておつたわけでありまして。いろんな経緯がございまして、国も助成をし、県でも相当力を入れ、塩釜市も力を入れてあの設備ができたわけでございます。その後、公害防止事業団等からの融資がなされております。大分施設をやらかしたり、いろんな経緯がございまして、よその場合よりも非常に割に高にできておる。いろんな事情がございまして、経営が苦しい、償還が非常に難渋をきわめておるという事情も承知をいたしております。

そこで、公害事業団に対しては、償還期限を延長するように農林省の方からお願いをし、あえす一年だけ延長いたしました。今後その間にさらに検討する、こういうことになっております。

○下田京子君 一年延長しているわけですから、さらに検討するということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから第二点目には、これもこの前答弁していることなんですけれども、サバだとかイワシなど、いわゆる原料転換のための農林漁業金融公庫の利用の問題ですね、これらのことも含めまして、あの施設が本当に有効に使える方向でもって、現地の皆さんとよく相談の上対処いただきたい

というふうに思っています。

○国務大臣(鈴木善幸君) サバ、イワシ等多量性魚を高度に利用するという問題は、これからの二百海里時代の対応の一つの大きな柱でございまして。そういうようなことで、そういうことを新たにやりやうになるという業者等に対しては特別な融資等の配慮もいたしてまいりたい、このように考えております。

なお、加工団地の運営管理の改善の問題につきましては、やはり塩釜市、宮城県なりが中心になつてごめんどろをいたしまして、その上に国としても御協力を申し上げるということで、塩釜だから国が直接何でもというわけにはまいりませんが、まず地元、塩釜、宮城県が一生懸命おやりになることにつぎまして、国としてもできるだけのことを御協力を申し上げる、この御理解をお願いいたします。

○下田京子君 おっしゃる方向で、ぜひ現地と話し合いの上、措置を講じていただきたいと思ひます。

最後になりますが、時間がなくなつてきましたので、基本的な点でお尋ねしたいんですけれども、韓国漁船による被害の問題なんです。これは、昨年からことしに入つても、やはり件数が減つているとは言いながらも道の調べによりまして、実に三億を超えている被害総額が出ています。この被害を本当になくしていけるようにというところで、四月の二十七日ですか、いろいろ話し合いの折にも、大臣が韓国と政府間協定をきちんと結んで、そうしてそれで問題のないようにいたしますと答えていたわけなんですけれども、しかし、現実には被害が続いているということについて政府はどのように責任をお感じになられておるのか、大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(鈴木善幸君) この韓国漁船による被害の問題、これにつきましては、取り締まり船等を増強したりいたしまして、その被害が今後なくなるようにということで、その面からの努力をいたしております。

それからなお、従来これは民間協定でやつてお

りましたが、民間団体間の話し合いでは明らかに、そこで政府間の話し合いをやらうということ、係官を派遣をしましたりしてやつておるわけでありまして、向こうも検討すべき点は検討し業界の方も十分指導いたしますと、こうなつておりますが、わが国が領海十二海里、さらに二百海里を設定した今日の段階におきまして、何とか政府間で協定をつくつて秩序のある操業をやつてもらいたい、こういうことでさらに両国間で連携をとつております。今月に入りましてすぐにでも、わが国の水産庁と韓国の水産庁の間で、相当ハイレベルでこの話し合いをしたいということをお申し入れをしておるのも国会中だそうでございます。向こうの水産庁長官がその方に忙殺されておるということで、近く韓国の国会が終つておると、わが国の水産庁のハイレベルの者と向こうとで交渉することに話し合いが進んでおります。

○下田京子君 問題は、四月の時点でも政府で責任持ちますと、そして、北海道の沿岸漁民が泣くことがないように御信頼いただきたいということをお大臣が答弁されておることは、御存じだと思ふんです。そしてそのために政府間協定ができるように努力もいたします、こう言っているわけなんですけれども、実際にいまのお話の中にもありましたように、韓国側でもいま国会会期中だからそれをやるといふのはできないというふうなうらやまな態度が、やはりこの問題を根本的に解決を迫るという方向で、民間協定云々というところから政府間協定がきちんと結ばない方向にきているんじゃないか、こう思ふわけなんです。その点どうでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) これは、韓国と日本とは一衣帯水の仲といえども、これはやはり相手国との関係でございまして。二国間の問題でございまして、わが国の言うとおりの相手には動かさない。ただおっしゃるとおり、私も常に念頭に置いて鋭意それに努力をしておる、誠意を持って当たつておるといふことだけは御理解をお願いいたします。

○下田京子君 大臣は、国会の中だけで一生懸命やっていると答弁で済むと思ふんですけれども、しかし現実的には、そのことによって被害を受け泣いておる方がたくさんいるわけですね。四月二十七日のわが党の小笠原議員の質問に對しまして、大臣は、議事録を読ませていただきましたと、政府の責任でやりますと、政府間交渉に御信頼をいただきたい、御協力をいただきたい、こう言っているわけですから、現実として、政府間交渉の見通しが十一月と言っているけれども、それだつて危ないと思ふわけなんです。しかも、八月二十五日から二十七日まで第三回の日韓における民間協議が行われたと思ふんですけれども、そのいろんな報告文書を見ましても、もうとてもこれは大変だといふふうに出ておるわけなんです。そういう点から言つて、本当に政府間交渉というものが一日も早くできるやうにというのは、みんな願つておるわけなんです。その見通しはおありなんでしょうか。

○国務大臣(鈴木善幸君) そういう被害漁民の方々の立場は、私もよく承知をしております。でありますから、下田さんがじりじりしておられると同じように、私も早く何とかしたいという気持ちには変わりがありません。しかしながら、相手の国があることでございまして、私が農林省の部下に命じてやるような問題ではない、なかなかこれは外交交渉に類する問題でございまして、今後とも粘り強く向こうを説得をして、早く政府間の協定ができるやうに努力したい、こう思つております。

なお、その間にそのために経営がお困りになつておるとか、そういう業者に対しては、中小漁船の経営安定資金等の融資、そういう問題につきましてもごめんどろを見るやうに、北海道庁その他の連絡をとつてやつておるところでございまして。

○下田京子君 時間になつたのでこれ一点にしますけれども、いまおっしゃることは、四月の時点で小笠原議員が逆に質問していることなんです。

相手があることだから、御信頼いただきたいと言つてもその見通しに甘さがあるんじゃないでしようか、大臣どうですかと詰めているわけですね。その点について、大臣は、もうその点は責任を持ってやりますのでどうぞ御信頼いただきたいというこゝだつたわけなんです。いまのお話もその繰り返しになると思うのです。

同時に、困つていれば融資をということでしたけれども、融資というのがある意味では必要でなければ、同時にこれは借金ですから、このことについて皆さん方は、むしろ補償の問題だつたら無利子でというふうな要求も出しているほどです。さらに具体的なことは、即刻、カレイとかスケソウなどの漁具敷設の地域での韓国船操業については操業中止を申し入れる、あるいはこの海域からの退去措置をとつてほしいというふうなことを言われているわけなんです。こうしたことも含めて、本日に沿岸漁民がこれ以上泣かないような形で、わが党が四月の段階で主張しておりますように、本日に日本の漁船が守っていることについては韓国にも当然守らせるということは早急にやらせるべきだと思つております。そういう態度で一日も早く政府間協定が実るようになり、さらに政府の責任でもってやられることを希望したいと思つております。

○喜屋武眞榮君 私は、最初に、常識的に理解しておきたいことをお尋ねします。

これはきょうの資料の五ページを見ますと、「拿捕漁船の早期釈放に関する規定例」として、この表の中で「ソ日漁業暫定協定」それから「日ソ漁業暫定協定」あるいは「日米漁業協定」、この「ソ日」とか「日ソ」とかあるのですが、これはどのように理解すればよろしいですか。

○政府委員(岡安誠君) これは略符号、符牒みたいなものでございまして、正式に申し上げますと、「ソ日漁業暫定協定」といいますのは、「日本国の地先沖合における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」、こういうふうになります。

「ソ日漁業暫定協定」というのは、日本国の地先沖合というのが、ソ連邦の地先沖合というふうに入れかわることになります。そこで、非常に長くてよくわかりにくいので、日本の漁船がソ連の二百海里内で操業する、それに關します協定については「日ソ」と、これはソ連側は「ソ日」と言つております。われわれは「日ソ」と、こう言つておる。それから、日本の二百海里内でソ連漁船が操業する協定につきましては、これは「ソ日」というふうに言つて区別をしておる、いわば符牒でございまして。

○喜屋武眞榮君 次に、現在ソ連に拿捕されておる日本の漁民がおりますか。また、おるとすれば、何名いま残つておりますか。

○説明員(山本了三君) 現在、ソ連に拿捕されております日本漁船は三隻、十二名であります。

○喜屋武眞榮君 私がなぜそれをお尋ねするかと言いますと、この「拿捕漁船の早期釈放に関する規定例」をずっと一貫しておる、いわゆるボンド制度と言つておるようでございますが、それから受けます感じは、できるだけこの経済的損失を最小限度のものとしなければならぬ。そのためには、速やかにとか早期にとか遅滞なく釈放する、こういう文句が一貫してあるわけなんです。その精神に沿つて、たとえば日本側が拿捕した表を見ますと、拿捕したその日保証書が提出されたのはこの日で釈放しておると、四件とも拿捕したその日、あるいは翌日、このように釈放しておるわけなんです。ところが日本船が、漁民が拿捕されたというところ、このようにいまだに拿捕されておるといふ、いつ拿捕されたか、その理由は何なのか、それをお聞きしたいと思つております。

○説明員(山本了三君) 三件の内訳は、領海侵犯並びに大陸架の漁業資源の保存に関するといひますか、条約違反といひますか、そういうことでは拿捕されております。

○喜屋武眞榮君 領海侵犯ですね。

○説明員(山本了三君) そうでございます。

○喜屋武眞榮君 この点も明らかにして、不安

のないように、不満のないようにということが大事であると思つて、そういう点からいひますと、こういふことが言えるのではないかと、思ひますが、ソ連側に拿捕された日本側の件数が八百八件、金額にして九千九百九十九万一千円、こういう莫大な件数と金額が、罰金がかつてゐるのです。ところがその項目を見ますと、それから受ける感じは政府側の指導の不徹底、指導が十分なされてゐないのではないかと、こういう不徹底から起つておる過失ですね。たとえば停船命令に違反したとか、あるいは許可証を持たなかつたとか、あるいは操業日誌の不実記載とか、こういう不備によつて捕らえられた件数が最も多い。こういうことからいひましても、指導が徹底してない、こう思つてゐますが、いかがでしょうか。

○政府委員(岡安誠君) 確かに日本の漁船にとりましては、特に零細漁民にとりましては、外国の二百海里内で操業するというのは初めての体験でございます。私も協定が成立いたしましたので早速それぞれのブロックごとに講習会等をやりました。また、業界ごとにも説明会等を開きまして、確実に遵守すべき事項、特に二百海里時代というのは従来より非常に厳しい規制が加わるといふことを説明いたしまして、規則の遵守方を指導したつもりでございます。ところが、残念ながら停船命令違反といふような基本的な問題について五件、その後二件加わりましたけれども、五件ないし七件を数えるような違反が出てきてしまつたり、また無許可操業とか、許可証を持たないで操業に出るといふような、イロハに類することについての違反があつたといふことは、非常に残念に思つております。今後とも、これらの点につきましては、二百海里時代の厳しさといふものを末端まで徹底いたしたいといふふうに思ひます。

それから、操業日誌の不実記載七十八件でございしますが、これが非常に大きいわけでございます。これの大部分はきわめて不注意から来ておりまして、操業日誌の大事なところ、それに対する認識が欠けているといふようなことが相当あつたや

に私も考えております。この操業日誌につきましても、その重要性についてわが国の中小零細漁船はなれていなかったものでございまして、うかつに忘れたといふようなことが多かつたように考えます。それらの点につきましては、今後さらに趣旨の徹底には努めてまいりたいといふふうに思つております。

○喜屋武眞榮君 これは、ぜひ指導の徹底をしていただくことを強く要望しておきます。

次に問題点は、漁業水域二百海里、領海十二海里と広がつた、これに即応する現在の取り締まり体制ですね、現状はどうなつておるのか。不備であるといふことはお答えを聞かなくても十分理解できるわけですが、その取り締まり体制の広がりに対して、しかも、重要なこの法の裏づけとしての取り締まり体制の現状はどうなつておるか。また、これをどう広げていこうと予算との結びつきで計画しておられるか、それをお聞きしたい。

○説明員(山本了三君) 海上保安庁は、海洋二法の施行以後、海上保安庁が現行いたしております船艇、航空機、こういったものを重点的に必要な海域に配備いたしまして、領海並びに漁業水域の監視、取り締まりを厳重に行う、そういう方針で現在まいつております。しかし、御承知のように、新しいこの海洋二法の施行以来、海上保安業務といひますか、こういった監視、取り締まり業務は、その量が飛躍的に増大をいたしております。したがつて、現行の船艇、航空機をもつては、監視、取り締まりが必ずしも十分にできない。そういう観点から、ことしの五十二年度予算から船艇、航空機の増強をお願いいたしてあります。

若干具体的に申し上げますと、五十二年度本年度の予算におきましては、ヘリコプター搭載巡視船、三百五十トン型巡視船、三十メートル型の高速巡視艇あるいは大型飛行機、中型ヘリコプター、こういったものの増強を行うことになっておりますし、それから補正予算におきましては、

やはり同じようにヘリコプター搭載巡視船、千ト
ン型巡視船を含めて船隻八隻、大型飛行機を含め
まして飛行機四機、これの増強を行うことになっ
ております。

なお、こういった船隻、航行機を増強いたしま
して、外国漁船の操業に対します監視、取り締ま
りを実施するわけでございますが、五十三
年度以降の予算におきましては、こういった情勢
を見ながら必要に応じて大蔵当局と必要な船隻、
航空機の増強についてなお折衝してまいりたい、
このように考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、先ほどから論じられてお
りますが、罰金の比較についてですね、どうして
も腑に落ちない。向こうのソ連の四件は大型船で
担保金五十万円、四件で二百万円。日本側は小型
船で、百八件に対して九千九百九十九万一千円です
ね。そこで、日本側の五十万円というこの根拠は
一体どこから来たんですか。

○説明員(山本了三君) お尋ねのソ連漁船のボン
ド金でございますけれども、四件とも一応巡視船
が検査、拿捕しボンドを科したということでござ
います。この違反の内容は、漁獲量の未記載とい
いますか、不記載といいますが、そういうことで
あります。一回操業しますとその操業の後でど
れだけという種類の魚をとったかということとを
操業日誌に記載するというところでございますけれ
ども、いろいろな条件からそれが未記載になって
いるということで、ボンド金五十万円を科したわ
けでございます。で、これは比較的反内容とし
ては軽微であるというふうに判断されましたの
で、一応そういう金額でボンドを科したというこ
とであります。

○喜屋武眞榮君 検討されて基準は決まったと思
います。何かソ連側と比較した場合に、どうも
日本の場合非常に軽過ぎるんじゃないか、こうい
う疑問を持つわけですが、この点につきま
しては一応これで終わりたいと思ひます。
もう一つ、取り締まりの不備という立場から、
たとえば現地で臨検、拿捕されるその場所に、こ

わゆる警備体制の日本側のこれが立ち会ってもら
ってか立ち会わないかによって、私はその結
果が大分変わってくるだろうと思ひます。いわ
ゆるソ連側と日本の漁船がそこでやりとりする
そこへ日本側の監視船が一緒に立ち会いか立ち会
わないかということとは、非常に結果的に大きな違
いが出てくると思ひますが、そしてそのことを非
常に強い要望があると思ひますが、その点いか
が考えますか。

○政府委員(岡安誠君) 確かにまだふなれたこと
もございまして、無用のトラブル等が起るお
それがあるわけでございます。そういうような事
態につきましては、水産庁の指導船が極力現地に
参りまして交渉をいたしております。この百二十
三件のケースのうち、水産庁の指導船が立ち会
いましたのは十件でございます。もちろん、もう少し
多く立ち会いたたいと思ひておりますが、何分
も六千隻を超えるような漁船が年間出漁するわけ
でございますし、広い海域で操業をするというこ
ともございまして、どこで事故が発生するかわ
からない点もございまして、私どもは、できるだけ
指導監督の体制を整えまして、違反のあった場合
にはできるだけ指導船が駆けつけまして円満な解
決に努めたいと、かように考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、沖縄近海を中心にしてお
尋ねしたいんです。と申しますのは、尖閣列島並
びに沖縄周辺を中心にして経済水域二百海里除外
は中国船である。その場合に、台湾漁船は二百
海里の取り締まり対象となるべきだと思ひわけな
んです。台湾漁船に対するこの方との関係は、一
体どのように考えておられますか。

○国務大臣(鈴木善幸君) この問題には二つ問題
がございまして、
尖閣列島並びに沖縄、この十二海里の領海の中
にはこれは一切外国漁船は入れない、これはもう
明確になっているわけでございます。それから第
二の問題は、その領海の外二百海里の水域内でご
ざいますが、これは漁業水域に関する暫定措置法
に基づきまして、いかなる外国人といえども漁業

または水産動植物の採捕をやるという場合には農
林大臣の許可を得なければならぬと、こういう
ことになっております。したがって、台湾の
漁民がこの二百海里水域内で操業するというよう
なことは、これは一切認められないことござい
ます。

○喜屋武眞榮君 もう一つ確認しておきたいん
ですが、いま沖縄の場合、沖縄列島の東側では二
百海里が引かれていたわけですね。そこで違反があ
った場合にどうなるんですか。

○政府委員(岡安誠君) いま大臣がお答えしたと
おりでございますが、沖縄の東側は現在漁業水域
に関する暫定措置法によりまして二百海里が設定
されておりますので、その漁業水域の中では台湾
漁船は一切漁業はできないということになってい
るわけでございます。

○喜屋武眞榮君 いまおっしゃる点、これははっ
きり政府の態度は決まっておりますか、もう一遍
確認しておきたいと思ひます。

○政府委員(岡安誠君) 法律上、当然にそういう
ことになっていくわけでありまして、
○喜屋武眞榮君 念を押すようでありまして、ど
うも尖閣列島の近海で、沖縄のこの列島の東側で
すね、その辺については政府の態度がまだきちん
と結論が出ていないと、こういうことも耳にする
ものでありますから、あえて繰り返して確認したいと思
ひまして申し上げる次第であります。はつきり
そのようにもう政府の態度はきちんとして決まってい
ますか。それで、そのとおり実行してくだされ
ますか。

○政府委員(岡安誠君) ちょっと補足して詳しく
申し上げますが、現在のわが国の漁業水域に関す
る暫定措置法によりましては、わが国の領土の周
辺二百海里——まあ領海を除きますけれども、こ
れは漁業水域が設定できるということになってお
りますが、この法律の三条によりまして除外水域
というのがございます。除外水域は現在日本海の
西部、それから東海、黄海等が除外されてござ
いますので、沖縄の西側——いま御質問は東側でござ

いますけれども、西側は十二海里の領海は当然領
海でございますが、それ以外遠くにつきましては漁業
水域が設定されておられません。したがって、沖縄
の列島の西側につきましては、これは漁業水域が
設定されておられませんので、台湾漁船の漁業は領
海を除きこれは自由でございます。ただし、東側
につきましては漁業水域が設定されておりますの
で、領海は当然のことながら、基線から二百海里
までも漁業水域でございますので、この漁業水域
の中には台湾漁船は、農林大臣の許可が一隻も出
ておりませんので、漁業はできないと、このよう
になっております。

○委員長(鈴木省吾君) 他に御発言もなければ、
本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議
ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認めます。
本案に対する討論及び採決はこれを後日に譲る
ことといたします。
本日はこれにて散会いたします。
午後三時五十八分散会

十月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、昭和五十二年産米の全量政府買入れに關す
る請願(二七九号)
一、秩序ある外材輸入体制の確立に關する請願
(第三四四号)
一、昭和五十三年度の稲作生産調整に關する請
願(第三七三号)

第二七九号 昭和五十二年十月十五日受理
昭和五十二年産米の全量政府買入れに關する請願
請願者 北海道旭川市永山五条一六ノ九五
篠塚博敏外一万百七名
紹介議員 川村 清一君
本年は三年ぶりの農作が予想され、北海道にお
いては政府売渡申込み限度数量わくを相当量上回る

米の生産と出荷が見込まれるので、農家が生産し政府売渡を希望する米の全量を昭和五十二年度決定米価で買い入れられたい。

理由

政府は、本年度の稲作転換目標面積を全国十九万五千ヘクタール、更に昭和五十二年産米事前売渡申込み限度数量を八百七十万トンと定め、本道に對してはそのうち、稲作転換目標面積を六万三千五百五十ヘクタール、また、事前売渡申込み限度数量を七十七万二千四百トンと決め配分してきたが、北海道では稲転目標面積の完全実施が米の全量政府買上げを実現する前提であるという強い行政指導が行われ、本道農民も卒直にそのことを受けとめ、過大な稲転目標面積の消化に努力した結果、全道的には約百パーセント、上川管内においては百・二パーセントの実施面積を達成してきたところである。

第三四四号 昭和五十二年十月十八日受理

秩序ある外材輸入体制の確立に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 赤松泰

紹介議員 青井 政美君

最近におけるわが国林業は、木材需要の減退、木材価格の下落低迷、諸資材、賃金の高騰更に外材輸入の増大等により、空前の危機に直面しているから、林業の振興を図り、あわせて木材産業の安定的発展を期するため、木材の総需要に見合う外材輸入の適正化並びに外材輸入事業団方式等による輸入窓口の一元化等を推進し、早急に木材価格の安定化を図るよう強く要望する。

第三七三号 昭和五十二年十月十九日受理

昭和五十三年度の稲作生産調整に関する請願

請願者 長野市箱清水一、八九六 山本薫

夫外六十四名

紹介議員 多田 省吾君

一、農家の再生産を確保するため、食糧管理制度は将来にわたり堅持すること。

二、事前売渡限度数量及び転作目標の配分は、生産者の理解のもとに行うとともに、転作目標面積を完全に消化した結果生じた超過米は、全量を買上げること。

三、麦年一作の場合も、転作奨励金の交付対象とする。

四、転作奨励金等の大幅な引上げを行うこと。

五、水田転作促進のため、土地改良事業及び機械・施設の整備に大幅な助成をすること。

理由

近年、わが国の食糧自給率は、著しく低下しているが米のみは慢性的な過剰基調にある。政府は、昭和五十一年度から水田総合利用対策によって過剰米対策及び米以外の作目の自給率の向上を図っているところであるが、農家の米の生産意欲は依然として根強く、その実効があがっていない。このため、農林省は来年度において、水田の転作面積を本年度の約二倍とする旨を骨子とした方針を決定したが、これを一方的に実施することは混乱を引き起こし、ひいては農家経済の悪化を招くおそれがある。

昭和五十二年十一月二十一日印刷

昭和五十二年十一月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局